

アイルランド

特許法

2014年12月23日までの改正を含む

目次

第 I 部 序則及び総則

第 1 条 簡略名称及び施行

第 2 条 解釈

第 3 条 命令及び規則

第 4 条 支出

第 5 条 廃止及び経過規定

第 II 部 特許一般

第 I 章 特許庁及びその長官

第 6 条 特許庁及び特許意匠商標長官

第 7 条 特許の付与

第 8 条 第 II 部の出願の範囲

第 II 章 特許性

第 9 条 特許可能な発明

第 10 条 特許性の例外

第 11 条 新規性

第 12 条 無害な開示

第 13 条 進歩性

第 14 条 産業上の利用

第 III 章 出願

第 15 条 特許出願の権利

第 16 条 特許を受ける権利

第 17 条 発明者の記載

第 18 条 出願の実行

第 19 条 発明の開示

第 20 条 クレーム

第 21 条 発明の単一性

第 22 条 要約

第 23 条 出願日

第 24 条 分割出願

第 25 条 優先権

第 26 条 優先権の主張

第 27 条 優先権の効果

第 28 条 出願の公開

第 IV 章 特許付与までの手続

第 29 条 調査報告書

第 30 条 外国の明細書又は調査報告書の使用

第 31 条 特許の拒絶又は付与

第 32 条 出願の補正

第 33 条 出願の取下

第 34 条 特許付与の告示；明細書の公告

第 35 条 出願の効力の継続

第 35A 条 出願の回復

第 35B 条 回復の効果

第 V 章 付与後の特許に関する規定

第 36 条 特許の存続期間

第 37 条 失効した特許の回復

第 38 条 特許付与後の訂正

第 39 条 特許の権利放棄

第 VI 章 特許及び特許出願の効果

第 40 条 発明の直接実施の防止

第 41 条 発明の間接実施の防止

第 42 条 特許の効力の制限

第 43 条 権利の制限

第 44 条 公開後の特許出願により付与される権利

第 45 条 保護の範囲

第 46 条 立証責任

第 VII 章 権利侵害

第 47 条 特許侵害訴訟

第 48 条 特許共有者による侵害に対する訴訟

第 49 条 侵害の損害回復に関する制限

第 50 条 一部有効な特許の侵害への救済

第 51 条 排他的ライセンスによる侵害訴訟

第 52 条 特許の有効性が争われたことの証明書

第 53 条 侵害訴訟を提起するとの根拠のない脅迫への救済

第 54 条 不侵害の宣言を行う裁判所の権限

第 55 条 出願日又は優先日の前に始まった実施を継続する権利

第 56 条 公開された出願の侵害に対する訴訟

第 VIII 章 取消

- 第 57 条 特許取消の申請
- 第 58 条 取消の理由
- 第 59 条 取消申請の審査
- 第 60 条 自己の発意により特許を取り消す長官の権限
- 第 61 条 特許の有効性を争点とする事態
- 第 62 条 長官に与える裁判手続の通知

第 III 部 短期特許

- 第 63 条 短期特許の出願
- 第 64 条 同一発明についての第 II 部に基づく特許及び短期特許は共存しない
- 第 65 条 短期特許及びその出願に関する規定
- 第 66 条 侵害訴訟
- 第 67 条 短期特許取消の特別理由

第 IV 部 自発的及び強制ライセンス

- 第 68 条 実施許諾用意によるライセンスが利用可能である旨の登録簿への記入申請
- 第 69 条 記入の取消
- 第 70 条 強制ライセンス
- 第 71 条 強制ライセンスに関する規定
- 第 72 条 政府の大臣の申請によるライセンス等
- 第 73 条 第 70 条及び第 72 条に基づく申請手続
- 第 74 条 仲裁人に対する上訴及び付託
- 第 75 条 ライセンスに関する補充規定

第 V 部 アイルランドの国の事業のための発明の使用

- 第 76 条 発明，出願又は特許の政府の大臣に対する譲渡
- 第 77 条 アイルランドの国の事業のために発明を使用する権利
- 第 78 条 第 77 条に従う発明の使用；補充規定

第 VI 部 特許出願及び特許の契約条件における所有権

- 第 79 条 特許出願及び特許の性質
- 第 80 条 特許出願及び特許の共有
- 第 81 条 特許を受ける権原の決定等
- 第 82 条 所有権変更の効果
- 第 83 条 契約における一定の条件の取消

第 VII 部 特許登録簿；登録簿の証拠，書類等

- 第 84 条 特許登録簿
- 第 85 条 特許出願及び特許の譲渡等
- 第 86 条 登録簿を訂正する裁判所の権限

- 第 87 条 長官の証明書及び証拠書類の認証謄本
- 第 88 条 特許出願及び特許に関する情報及び閲覧
- 第 89 条 調査の請求

第 VIII 部 長官又は裁判所に対する手続

- 第 90 条 長官による裁量権の行使
- 第 91 条 費用及びその担保
- 第 92 条 長官に提出する証拠
- 第 93 条 長官に対する弁論権
- 第 94 条 特権付通信
- 第 95 条 裁判所補佐人
- 第 96 条 長官の裁定に対する上訴

第 IX 部 長官：補充規定

- 第 97 条 長官の任命
- 第 98 条 長官の幹部職員の任命
- 第 99 条 手数料
- 第 100 条 公報及び情報の公告
- 第 101 条 免除される一定の報告
- 第 102 条 長官は法務総裁に助言を求めることができる
- 第 103 条 年次報告
- 第 104 条 就業時間及び非就業日

第 X 部 特許代理人

- 第 105 条 委任された代理人が行う行為
- 第 106 条 特許代理人であることの無権主張
- 第 107 条 特許代理人として登録される資格
- 第 108 条 特許代理人登録簿からの削除又は特許代理人登録の停止
- 第 109 条 特許代理人に関する規則

第 XI 部 雑則

- 第 110 条 誤記の訂正
- 第 110A 条 第 110 条に基づく取下出願を回復する効果
- 第 111 条 登録簿の虚偽記入，等
- 第 112 条 特許権の無権主張
- 第 113 条 庁との公式関係を有する旨の虚偽表示
- 第 114 条 規則を制定する大臣の権限
- 第 115 条 郵送による通知の送達等
- 第 116 条 法律に基づき没収される物品
- 第 117 条 領域保護の範囲
- 第 118 条 大臣，長官及び幹部職員の公務についての免責特権

第 118A 条

- 第 XII 部 国際条約に関する規定
- 第 119 条 欧州特許の効力
- 第 120 条 欧州特許出願提出の効果
- 第 121 条 欧州特許及び特許出願の真正な本文
- 第 122 条 欧州特許出願の変更
- 第 123 条 欧州特許を受ける権利に関する疑義の裁判所による裁定
- 第 124 条 他国の所轄当局による特許の裁定の効果
- 第 125 条 特許代理人及びその他の代表者
- 第 126 条 欧州特許弁護士
- 第 127 条 国際特許出願
- 第 128 条 特許に関する国際協定に効力を付与する命令
- 第 129 条 条約及び条約に基づく証書の証拠
- 第 130 条 欧州特許条約に基づく訴訟の証拠の取得
- 第 131 条 欧州特許庁等に対する情報の伝達等
- 第 132 条 財務規定

第 1 附則 経過規定

第 2 附則 第 45 条(3)にいう指示

第 I 部 序則及び総則

第 1 条 簡略名称及び施行

- (1) 本法は 1992 年特許法として引用することができる。
- (2) 他に別段の定めがある場合を除き、本法は所轄大臣の命令により指示する日に施行する。

第 2 条 解釈

- (1) 本法において文脈上別段の解釈を要する場合を除き、「1964 年法」とは、1964 年特許法をいう。

「世界貿易機関を設立する協定」とは、1994 年 4 月 15 日にマラケシュで調印された世界貿易機関を設立する協定であって、アイルランドにおいて現に有効な同協定の議定書により修正又は補足されたものをいう。

本法に基づく出願に関して「出願人」とは、出願する者をいい、その者の権原が第 85 条に基づいて登録され又はこの者の権原に関し同条に基づく指示が発せられた者、及び死亡した者の人格代表者であってその者により当該出願が行われた者を含む。

「欧州特許出願」とは、欧州特許条約に基づく出願をいう。

「譲受人」とは、死亡した譲受人の人格代表者を含み、ある者の譲受人という場合は、その人格代表者の譲受人又はその者の譲受人も含まれる。

「審判部」とは、欧州特許条約第 21 条にいう審判部をいう。

「商業的に実施する(した)」とは、明確に実在する施設若しくは組織において又はその手段により、全ての事情に照らして適切かつ合理的な規模をもって、特許の主題である製品を製造し又は製法を実行することをいう。

「会社」とは、1963 年会社法第 2 条の趣旨の範囲内の会社、又は国の内外を問わずその他の法人をいう。

「長官」とは、特許意匠商標長官をいう。

「国際民間航空条約」とは、1944 年 12 月 7 日にシカゴで署名された国際民間航空条約をいう。

「裁判所」とは、高等裁判所をいい、第 66 条を適用する訴訟に関連する巡回裁判所を含む。

「出願日」とは、

- (a) 本法に基づいて行われた特許出願につき本法の関連規定に基づいて出願を提出した日、及び
- (b) その他の出願については、出願国の法律に基づいて又は当該国が当事国である条約若しくは協定の条件に従って、当該国において出願日として扱われる日又は出願日と同等の日をいう。

「優先日」とは、第 26 条に従って優先権の目的で主張された最先の日をいう。

「指定する」とは、

(i) 特許出願に関しては(場合に応じて欧州特許条約又は PCT 条約に従って)発明の保護を求める国を指定することをいい、かつ、欧州特許条約又は PCT 条約に従って指定されたものとして扱われている国をいうことを含む。

(ii) 特許に関しては(欧州特許条約に従って)特許が効力を有する国を指定することをいう。

「取締役」とは、法人の管理者(呼称の如何を問わない)の地位にある者を含む。

「分割出願」とは、第 24 条により分割出願に与えられた意味を有する。

「拡大審判部」とは、欧州特許条約第 22 条にいう拡大審判部をいう。

「欧州名簿」とは、欧州特許条約に従って欧州特許庁が保持する職業的代理人の一覧をいう。

「欧州特許」とは、欧州特許条約に基づいて付与された特許をいう。

「欧州特許公報」とは、欧州特許条約に基づいて公布された当該名称の公報をいう。

「欧州特許条約」とは、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで署名された欧州特許の付与に関する条約であって、現に改正されたものをいう。

「欧州特許庁」とは、欧州特許条約により設立された当該名称の官庁をいう。

「排他的ライセンス」とは、特許所有者又は特許出願人からのライセンスであって、ライセンシー又はライセンシー及びその者により許可された者に対して、(特許所有者又は特許出願人を含む)その他の全ての者を排除して、発明に関する権利を付与するものをいい、「排他的ライセンシー」及び「非排他的ライセンス」は、それぞれこれに従って解釈されるものとする。

「職能」には、権限及び職責を含む。

「国際特許出願」とは、PCT 条約に基づいて行われる出願をいう。

「発明者」とは、発明の実際の考案者をいい、「共同発明者」はこれに従って解釈する。

「公報」とは、特許庁公報をいう。

「世界貿易機関の構成国」とは、世界貿易機関を設立する協定の当事国をいう。

「所轄大臣」とは、商工大臣をいう。

「庁」とは、特許庁をいう。

「工業所有権の保護に関するパリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日パリで署名された当該名称の条約であって、国内で現に有効な当該条約に対する議定書により修正され補足されたものをいう。

「特許」とは、第 II 部又は第 III 部に従って付与された排他的権利をいう。

「特許代理人」とは、第 94 条に該当する場合を除き、第 105 条によりその者に与えられた意味を有する。

「特許出願」とは特許に関する第 II 部又は第 III 部に基づく出願をいう。

「所定の」とは裁判所の手続については裁判所規則によって規定されることをいい、その他の場合は本法に基づいて制定される規則により規定されることをいう。

「特許所有者」とは、特許を付与された者又はその後第 85 条に基づいて権原が登録される者をいう。

「公告した」とは、

(a) 本法に基づく公告を請求される書類に関して、公衆の利用に供することをいい、庁で及び所轄大臣が当該目的のために一時的に指定することができるその他の場所(存在する場合)で、手数料納付の有無に拘らず、公衆が書類を当然の権利として閲覧することを含み、また (b) 長官が公告を許可するその他の書類、事項、記録又は情報に関して、公衆の利用に供することをいい、庁で及び所轄大臣が当該目的のために一時的に指定することができるその他の場所(存在する場合)で、手数料納付の有無に拘らず、当該の書類、事項、記録又は情報を何らかの態様で利用に供することを含む。

「登録簿」とは、特許の登録簿又は該当する場合は特許代理人の登録簿をいう。

「権利」とは、特許又は特許出願に関しては特許又は出願における利益を含み、前述を害す

ることなく、本法において特許における権利というときは特許における持分を含む。

「PCT 条約」とは 1970 年 6 月 19 日ワシントンで署名された特許協力条約として知られる条約をいう。

「TRIPS 協定」とは、世界貿易機関を設立する協定に付属する知的所有権の貿易関連の側面に關する協定をいう。

「工業所有権の保護に関するパリ同盟」とは工業所有権の保護に関するパリ条約により設立された同盟をいう。

(2) 本法において別段の表示がない場合は、

(a) 部、条又は附則というときは、本法の部、条又は附則をいい、

(b) 項というときは引用が生じる条の項をいう。

第 3 条 命令及び規則

(1) 本法により命令又は規則を制定する権限が付与されている場合は、当該命令又は規則は、権限が關係する事項の全て又はその 1 若しくは 2 以上の何れかについて制定することができる。また、異なる種類又は表示に關する事項については、当該命令又は規則により異なる規定を制定することができる。

(2) 本法に基づいて制定された全ての命令又は規則はその制定後速やかにアイルランド議会の各院へ提出するものとし、当該命令又は規則が議会に提出された後の次の 21 日開会日内にその何れかの院により当該命令又は規則を無効とする旨の決議が可決された場合は、それに従って当該命令又は規則は無効とされる。ただし、これらに基づいて既に行われた如何なる事柄の効力も害されないものとする。

(3) 本法に基づいて命令又は規則が制定された後は速やかにこの旨及びこれらの命令又は規則の謄本を入手し得る場所を公報に公告しなければならない。

(4) 命令を下す権限には、第 1 条(2)に基づく命令の場合を除き、当該命令を修正し又は取り消す権限を含む。

第 4 条 支出

本法の施行上所轄大臣の負担する支出は、財務大臣の承認する限度において議会在定額予算から支弁されるものとする。

第 5 条 廃止及び経過規定

1964 年法及び 1966 年特許(改正)法は、第 1 附則の規定に従うことを条件として、本法により無効とする。

第 II 部 特許一般

第 I 章 特許庁及びその長官

第 6 条 特許庁及び特許意匠商標長官

- (1) 特許庁及び特許意匠商標長官は、本法又はその他の法規により定められる目的のために存在し続ける。
- (2) 特許意匠商標長官は、永久的継続性及び当該名称で司法上認められた公式印章を有する唯一の法人であって、告訴し、また告訴されることもあるものとして存続する。
- (3) 庁は、長官の管理下にあり、長官は所轄大臣の一般的監督及び指揮下で行動する。
- (4) 如何なる法規においても商工業所有権登録庁及び商工業所有権庁長官への言及は、それぞれ庁及び長官への言及として継続して解釈する。

第 7 条 特許の付与

特許は、本法の規定に従うことを条件として、かつ、同規定に従って、長官により付与される。

第 8 条 第 II 部の出願の範囲

この部の以下の規定は、第 III 部を適用する短期特許に関し、同部の規定に従って効力を有する。

第 II 章 特許性

第 9 条 特許可能な発明

(1) 技術の全分野における発明は、産業上の利用が可能であり、新規であり、かつ、進歩性を含む場合は、この部の規定に基づいて特許を受けることができる。

(2) 特に次の何れの事項も(1)の趣旨の範囲内の発明であるとみなしてはならない。

(a) 発見、科学的理論又は数学的方法

(b) 審美的創作

(c) 精神的行為を行い、ゲームをし若しくは事業を行うための計画、規則若しくは方法、又はコンピュータ・プログラム

(d) 情報の提供

(3) (2)の規定は、特許出願若しくは特許が当該主題又は行為それ自体の関係する範囲内に限り、同項にいう主題又は活動の特許性を排除する。

第 10 条 特許性の例外

特許は、次について付与してはならない。

(1) (a) その商業的実施が公序良俗に反する発明。ただし、その実施が法律で禁止されたという理由のみで公序良俗に反するとみなしてはならない。

(b) 植物若しくは動物の品種、又は植物若しくは動物の生産についての本質的に生物学的な方法であって、微生物学的な方法若しくはその生産物以外のもの

(c) 手術又は療法による人間若しくは動物の身体を治療する方法及び人間若しくは動物の身体について行う診断方法

(2) (1) (c)は生産物、特に当該何れかの方法により使用される物質又は組成物には適用しないものとする。

第 11 条 新規性

(1) 発明は、技術水準の一部を構成しない場合は、新規であるものとみなす。

(2) 技術水準とは、特許の出願日前に、書面若しくは口述の説明の手段により、実施により又はその他の方法により、公衆(アイルランド内か他の場所かを問わない)の利用に供された全ての事柄を含む。

(3) 更に、提出されたある特許出願の内容は、その出願日が(2)にいう日に先行し、かつ、本法に基づいて当該日以後に公開された場合は、技術水準に含まれるものとみなす。

(4) (2)及び(3)の規定は、第 10 条(1) (c)にいう方法における使用に関しては、技術水準に含まれる物質又は組成物の特許性を排除しない。ただし、当該何れかの方法のためのその使用が技術水準に含まれないことを条件とする。

(5) (2)及び(3)の規定は、第 10 条(1) (c)にいう方法における特定の使用に対しては、(4)にいう物質又は組成物の特許性もまた排除しない。ただし、当該使用が技術水準に含まれないことを条件とする。

第 12 条 無害な開示

(1) 第 11 条の出願に対しては、発明の開示が特許出願の出願前 6 月以内にされ、かつ、次の

事情又は結果による場合は、その開示は考慮されない。

(a) 発明に関しての秘密性若しくは合意への違反又は発明を構成する事項の違法取得、又は
(b) 出願人又はその法律上の前任者が 1928 年 11 月 22 日にパリで署名された国際博覧会に関する条約若しくはその後の条約、協定又は当該条約に代わる他の協約に基づく公式又は公認の国際博覧会で当該発明を展示した事実

ただし、展示者は、特許出願の際に、当該発明がこのように展示されたことを記述し、これを証明する証明書を所定の期間及び条件に基づいて提出することを条件とする。

(2) 所轄大臣は、アイルランドが当事国であり又は当事国となる協定若しくは国際条約を有効にするために必要と信じる場合は、(1)の適用上、同項に定める 6 月以外の期間及び同項(a)又は(b)に定める以外の事項を指示することができる。前項はこれに従って解釈する。

(3) 公報に記載される国際博覧会が(1)にいう種類の国際博覧会である又はあった旨を述べる陳述が公告された場合は、本条の適用上、当該陳述は、これが指定する国際博覧会がこのような種類の国際博覧会である又はあったことの証拠とする。

第 13 条 進歩性

発明は、技術水準を考慮して、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を含むものとみなす。ただし、技術水準が第 11 条(3)の趣旨の範囲内の書類を含む場合は、当該書類は進歩性の有無を決定する際には考慮されない。

第 14 条 産業上の利用

発明は、農業を含む何れかの産業において製造され又は使用される場合は、産業上利用の可能性のあるものとみなす。

第 III 章 出願

第 15 条 特許出願の権利

何人も単独又は他と共同で特許を出願することができる。

第 16 条 特許を受ける権利

(1) 特許を受ける権利は、発明者又はその権原承継人に帰属する。ただし、発明者が従業者である場合は、特許を受ける権利は、従業者が全面的に若しくは主として雇用されている国の法律に従って、又は当該国の同一性を確定することができない場合は、従業者が所属する事業所を使用者が有する国の法律に従って、決定する。

(2) 2 以上の者が互いに独立して発明を行った場合は、当該発明の特許を受ける権利は最先の日又は(該当する場合は)より早い日に特許出願を行った者に帰属する。ただし、この規定は最先の出願又はより早い出願が本法に基づいて適法に公開された場合にのみ適用する。

(3) 長官に対する手続の目的のため、出願人は特許を受ける権利を行使する権原を有するものとみなす。

第 17 条 発明者の記載

(1) 発明者又は発明の共同発明者は、発明に対し付与された特許の明細書に発明者として記載される権利を有するものとし、また、可能であれば、当該発明の公開された特許出願にそのように記載される権利を有する。

(2) 次の情報を長官に既に与えていない場合は、出願人は、所定の期間内に長官へ次についての陳述書を提出しなければならない。

(a) 出願人が発明者と信じる者を確認すること、及び

(b) 出願人が単独の発明者でない又は出願人が共同発明者でない場合は、特許を付与されるべき権利の由来を表示すること

また、これを怠る場合は、出願は取下とみなされる。

(3) 何人も本条に従って単独又は共同発明者として記載された場合は、前者がそのように記載されるべきでなかった旨を申し立てる他の者は、長官に何時でもその効力に対し事実認定を行うよう請求することができる。また、長官がこれを行うときは、それに従って、登録簿について、並びに公開された特許出願及び付与された特許明細書双方の如何なる未配布謄本について訂正する。

第 18 条 出願の実行

(1) この部に基づく各特許出願は所定の方法で庁へ提出するものとし、所定の様式によらなければならない。

(2) 特許出願には、次の事項を含む。

(a) 特許付与の願書

(b) 出願に関する発明の説明を含む明細書、1 若しくは複数のクレーム、及び説明又はクレームにおいて言及する図面、及び

(c) 要約

(3) 各出願には、所轄大臣が手数料の納付につき後の日を指示しない限り、所定の出願手数

料を添える。

第19条 発明の開示

(1) 特許出願は、出願に係る発明について、当該技術の熟練者がその発明を実施することができるように十分明確かつ完全に開示する。

(2) (1)の一般性を害することなく、規則は、その発明の履行のために生物学的材料の使用を必要とする発明の特許出願が、本法の適用上、同項に従うように取り扱われるべき付随事項を規定することができ、また、当該出願に関し他の規定を指定することができる。

第20条 クレーム

クレームは保護を求める事項を定めるものとし、明確かつ簡潔であり、また、説明により裏付けられていなければならない。

第21条 発明の単一性

(1) 特許出願は、1の発明又は単一の包括的発明概念を構成するよう結合された1群の発明に関するものでなければならない。

(2) (1)の一般性を害することなく、規則は、本法の適用上、単一の包括的発明概念を構成するように結合されている2以上の発明を取り扱うことを規定することができる。

第22条 要約

(1) 要約は、技術情報としてのみ使用に供する。その他の如何なる目的にも考慮することができない。また、特に求める保護の範囲を解釈する目的で使用するものでもなく、第11条(3)を適用する目的のために使用するものでもない。

(2) 長官は要約が適切にその目的を充足しているか否かを裁定することができ、また、長官の意見で要約が目的を充足していない場合は、長官は要約が目的を充足するように作成し直すことができる。

第23条 出願日

(1) 特許の出願日は、出願人が出願手数料を納付し、かつ、次の事項を含む書類を提出した最先の日とする。

(a) 特許を請求する旨の表示

(b) 出願人を特定する情報又は庁が出願人と接触できるようにするのに十分な情報、及び

(c) (i) 説明が本法の他の要件又は所定の要件に従わない場合に拘らず、特許を請求する発明の説明

(ii) 出願人又は出願人の前権原者により従前に行われた出願についての、所定の関連要件に従う言及

(2) 関係発明の説明が所定の要件に従って庁が受容する言語によるものか否か、又はその言語への翻訳文を添付しているか否かは、(1)(c)(i)の適用上重要ではない。

(3) 所轄大臣が第18条(3)に基づく出願手数料の納付のために後の日を定めた場合は、(1)という出願日は、(1)にいう書類が提出された日とする。

(4) 庁に提出された書類が(1)に指定された条件の全てを満たしていない場合は、長官はこれ

ら書類の提出後速やかに、当該出願が出願日を有するために提出することが必要な追加書類について、出願人に通知しなければならない。

(5) 庁に提出された書類が(1)に指定した全ての条件を満たしている場合は、長官はそれら書類の最後のものの提出後速やかに出願人に次について、通知しなければならない。

(a) 出願日、及び

(b) 出願を取下として扱うべきでないときは、従わなければならない要件、及び本法及び本法に基づいて制定された規則が要求するそれら要件に従うべき期限

(6) 出願において言及した図面又は説明の一部が(1)により当該出願に付与された出願日より後に提出されたときは、長官は、当該図面又は説明の当該部分を提出した日を、本法の適用上、出願日として扱うよう所定の期間内に請求する機会を出願人に対して与えるものとする。また

(a) 出願人がその旨を請求したときは、当該図面又は説明の当該部分を提出した日を出願日として扱う。

(b) 当該請求が行われなかったときは、出願における当該図面又は説明の当該部分への如何なる言及も削除されたものとみなす。

(7) 出願において言及した如何なる図面又は説明の一部も提出されなかったときは、長官は、所定の期間内に当該図面又は説明の当該部分を提出するよう出願人に対して求めるものとし、かつ

(a) 当該図面又は説明の一部がその後に所定の期間内に提出されたときは、本法の適用上、それが提出された日を提出日として扱う。

(b) 当該図面又は説明の一部が前記のように提出されなかったときは、出願における当該図面又は説明の一部への如何なる言及も削除されたものとみなす。

(8) 出願人が(1)に基づく出願日後に説明の欠落部分又は欠落図面を提出した場合は、(6) (a) 又は(7) (a) は、次の場合には適用されないものとする。

(a) (1)に基づく出願日である日付以前に出願において又は出願に関連して第 26 条(1)に基づいて宣言が行われていた場合、及び

(b) 出願人が(6) (a) 又は場合に応じて(7) (a) が適用されるべきでない旨の請求を行い、かつ、同請求が所定の要件に従って、かつ、所定の期間内に行われた場合

(9) 本条に基づく出願日を有し、又は第 24 条又は第 81 条によりそれに付与された出願日を有するとみなされる出願は、次の何れかが適用される場合は、取下として扱われる。

(a) 所定の期間内に出願手数料が納付されなかった場合

(b) 1 若しくは複数のクレーム又は要約が関連する所定の期間内に提出されなかった場合

(c) 先に提出された出願への言及が(1) (c) (ii)にいう通り提出されている場合において、出願人が庁に次のものの提出を怠ったとき

(i) 所定の期間の終了前に、特許を請求する発明の説明

(ii) 所定の期間の終了前に、関係する所定の要件に従う、言及された出願書類の写し

(10) 本条は本条の施行以後に提出された特許出願に適用する。

第 24 条 分割出願

特許出願(分割出願)であって、

(a) 提出された先の出願の内容を超えて拡大しない主題に関するもの、及び

(b) 規則に定められた関連要件(手続及び期限を含む)に従うものは、当該先の出願の提出日に提出されたものとみなし、優先権の利益を有する。

第 25 条 優先権

(1) アイルランドにおいて若しくはアイルランドについて、又は工業所有権の保護に関するパリ条約若しくは世界貿易機関を設立する協定の他の当事国において又は当該他の当事国について、特許出願若しくは実用新案登録出願又は実用証出願若しくは発明者証出願を適法に行った者又はその権原承継人は、同一発明に関して本法に基づく後の特許出願を提出する目的で、所定の期間中、所定の条件の遵守及び所定の手数料の納付を条件として、優先権を享受する。

(2) 出願が行われた国(アイルランドを含む)の国内法に基づく又は2国間若しくは多国間の条約に基づく正規の国内出願と同等の各出願は、優先権を生じるものと承認される。

(3) 本条において「正規の国内出願」とは、出願の結果の如何に拘らず、出願日が確定する出願をいう。

(4) (a) 最先の出願と同じ主題の後の出願であって、同一国(アイルランドを含む)において又は当該国について提出された出願は、後の出願の出願日に、先の出願が公衆の閲覧に供することなく、かつ、未解決の如何なる権利も残存することなく取り下げられ、放棄され又は拒絶され、優先権を主張する根拠として利用されていないときは、そのときに限り、優先権を決定する目的上、最先の出願であるものとみなす。

(b) 本項に従って後の出願を最初の出願であるものとみなす場合は、当該最初の出願は以後優先権を主張する根拠とすることができない。

(5) 最初の出願が工業所有権の保護に関するパリ条約の当事国でない国又は世界貿易機関を設立する協定の当事国でない国で行われた場合において、アイルランドが当該国において若しくは当該国について、かつ、前記条約に規定するのと同等の条件に従って、最初の出願を基礎にして同等の効力を有する優先権を付与する2国間の又は多国間の条約に帰結して、本項に基づいてその効力に対し政府が命令を下すときは、(1)から(4)までを適用する。

(6) 本条において「世界貿易機関を設立する協定の当事国」とは、世界貿易機関の構成国をいい、また(5)の施行上、各国又は領域は同項に基づいて命令が出される場合の国と解釈する。

第 26 条 優先権の主張

(1) 先の出願の優先権の享受を希望する出願人は、所定の方法により、かつ、所定の期間内に優先権の宣言書を提出しなければならない。本法に基づいて制定される規則は、先の出願の謄本及び、後者の言語が外国語であるときは、英語の翻訳文の提出を要求することがある。

(2) これらの優先権が異なる国で発生した事実拘らず、特許出願に関して複合優先権を主張することができる。また、該当する場合は、何れか1のクレームについて複合優先権を主張ことができ、かつ、複合優先権が主張される場合は、優先日から起算される期限は最先の優先日から起算されるものとする。

(3) 特許出願に関して1又は複数の優先権が主張される場合は、優先権は、優先権を主張する出願を含む特許出願のそれらの要素のみに及ぶ。

(4) 優先権が主張される発明の一定の要素が先の出願において形成されたクレームに記載されていない場合において、それにも拘らず先の出願の書類が全体として当該要素を明確に開

示しているときは、優先権を付与することができる。

第 27 条 優先権の効果

(1) 優先権は次の効果を有する。すなわち、優先日は第 11 条(2)及び(3)並びに第 16 条(2)の適用上、特許出願の出願日とみなす。

(2) 特許出願が行われ、第 26 条に基づいて先の出願の優先権が主張される場合は、本法に含まれる如何なる事柄に拘らず、特許出願及び当該出願に従って付与された特許は、先の出願において開示された主題が当該先の出願の出願日後の何時でも公衆の利用に供されたという事実のみの理由により、無効とされないものとする。

第 28 条 出願の公開

(1) 出願日に始まる 18 月又は優先権が主張された場合は優先日に始まる 18 月の期間満了後速やかに、特許出願は所定の方法により公開されるものとする。ただし、前記期間満了前でも、出願人の請求により出願を公開することができる。

(2) (3)に従うことを条件として、公開のための技術的準備の終了前に、特許出願が最終的に拒絶され又は取り下げられ若しくは取下とみなされた場合は、特許出願を公開してはならない。

(3) 第 24 条に基づく分割出願の基礎を構成する特許出願は、(1)に基づいて既に公開されていない限り、その分割出願と共に公開しなければならない。

(4) 長官は特許出願の公開日を公報に公告する。

(5) 長官は、次の事項を公開される特許出願から削除することができる。

(a) 公序良俗に反する陳述又はその他の事項

(b) 出願人以外の特定の者の製品若しくは方法、又は当該人の出願若しくは特許の長所若しくは有効性を誹謗する陳述。ただし、先行技術との単なる比較はそれ自体誹謗とみなしてはならない。

第 IV 章 特許付与までの手続

第 29 条 調査報告書

(1) この部に基づく特許出願が出願日を有し、1 又は複数のクレームを含み、かつ、取り下げられず又は取下とみなされないときは、長官は、所定の手数料(「調査手数料」)を添えて所定の期間内に行われた出願人の請求に基づいて、発明に関する調査を引き受け、調査結果の報告書(「調査報告書」)を作成する。規則により調査報告書を作成する者及びその範囲を定めることができる。

(2) 調査の過程で出願が複数の発明を開示することが認められた場合は、当該調査は、クレームにおいて言及する最初の発明のみにつき実施する。ただし、出願人が長官の許可する期間内に調査手数料を添えてその旨の請求書を提出したときは、追加の発明に関し調査を実施することができる。

(3) 長官は調査報告書の謄本を出願人に送付するものとし、出願が所定の期間内に取り下げられない限り、長官は当該報告書を公表する。

(4) 出願が取り下げられないときは、長官は、調査報告書に照らして出願を補正する機会を出願人に与えるものとする。如何なる補正も所定の期間内に提出しなければならない。出願人が所定の期間満了前に、出願の補正書又は補正が必要とみなされない旨の陳述書の何れかの提出を怠ったときは、長官は当該出願を拒絶することができる。(2)が適用される出願の場合は、当該出願は、1 の発明のみに限定するよう補正しなければならない。

第 30 条 外国の明細書又は調査報告書の使用

(1) 第 29 条(1)に規定された請求を行う代わりに、この部に基づく特許の出願人は、第 29 条(1)の適用上所定の期間内に、同一発明の特許出願が所定の外国において又は所定の協定若しくは条約の規定に基づいて行われた旨の陳述書を長官に提出することができる。また、当該陳述書が提出された場合は、出願人は、所定の期間内に次の何れかを示す証拠を提出しなければならない。

(a) 前記の出願に当たり実施した調査の結果、又は

(b) 前記出願に従う特許の付与

(2) 出願人はまた、長官から請求されたときは、所定の期間内に、特許を求める発明の保護のための外国出願の提出について示された情報を長官に提出しなければならない。

(3) (1)に基づいて提出された証拠には、所定の手数料を添えるものとする。出願がその後所定の期間内に取り下げられない限り、当該証拠は長官により公表されるものとする。

(4) 提出された証拠が(1) (a)にいうものである場合は、長官は、当該出願が取り下げられない限り、当該証拠に照らして出願を補正する機会を出願人に与えるものとする。如何なる補正も所定の期間内に提出されなければならない。出願人が所定期間の満了前に、出願の補正書又は補正が必要とみなされない旨の陳述書の何れかの提出を怠ったときは、長官は当該出願を拒絶することができる。

(5) 提出された証拠が(1) (b)にいうものである場合は、長官は、当該出願が取り下げられない限り、当該証拠に照らして出願を補正する機会を出願人に与えるものとする。出願人は、特に、明細書にクレームされた主題が当該証拠の範囲を超えて拡大しないよう明細書に対し要求される補正を提出しなければならない。如何なる補正も所定の期間内に提出されなければ

ばならない。出願人が所定期間の満了前に、出願の補正書又は補正が必要とみなされない旨の陳述書の何れかの提出を怠ったときは、長官は当該出願を拒絶することができる。

(6) (4)及び(5)又は第29条(4)に従って提出された如何なる補正書又は陳述書も、適法に委任された特許代理人が出願人の代理として行動する場合は、当該特許代理人により提出されるものとする。

第31条 特許の拒絶又は付与

(1) 長官は、出願について本法又は本法に基づいて制定された規則の要件(第9条(1)、第11条、第13条、第14条、第19条及び第20条の要件以外)に従わないと認めるときは、出願人にその旨を通知するものとし、当該出願人が長官の指定する期間内に、前記要件に従う旨を長官に納得させること又は当該要件に従うよう出願を補正することを怠ったときは、長官は第90条に従うことを条件として当該出願を拒絶することができる。

(2) (1)における如何なる事柄も、長官が、規則において規定する同項にいう各条の要件への言及により特許出願を拒絶すること又はその補正を請求することを妨げるものではない。

(3) 長官は、長官が特許の付与に対する所定の手数料を納付することを出願人に請求し、出願人が当該手数料を所定の期間内に納付するまで、特許を付与してはならない。出願人が前記手数料を納付しないときは、当該出願は取り下げられたものとみなす。

(4) 特許の付与は所定の様式で出願人へ通知する。

(5) 同一発明につき2以上の特許出願が同一出願日若しくは同一優先日に同じ出願人又はその権原承継人により提出された場合は、長官は、その理由によりこれらの出願の1を超えるものに関する特許の付与を拒絶することができる。

第32条 出願の補正

(1) 特許が本法に基づいて付与される前は何時でも、出願人は、所定の条件に従って自発的に出願を補正することができる。

(2) 本条又は第29条、第30条、第31条に基づいて行われた如何なる補正も、提出された出願において開示された主題を拡大する範囲内で無効とする。

(3) 長官は、自己の意見により補正が第29条又は第30条の規定に基づいて適切に提出されるべきものであったときは、本条に基づく補正を拒絶することができる。

(4) 本条又は第29条、第30条若しくは第31条に基づく出願の補正が明細書又は何らかの図面の変更を含む場合において、出願人は、その旨を請求されたときは、必要に応じて新しい明細書又は図面を長官が指定する期間内に提出しなければならない。

第33条 出願の取下

(1) 特許が本法に基づいて付与される前は何時でも、出願人は書面で自己の出願を取り下げることができ、また、当該取下は取り消すことができない。

(1A) (1)は、出願の取下における誤記又は錯誤を訂正する、第110条に基づく長官の権限には影響を及ぼさない。

(2) 特許出願が本条に基づいて取り下げられ若しくは本法に基づいて取下とみなされ、又は本法の規定に基づいて拒絶される場合は、次の規定を適用する。

(a) 当該出願が第28条に基づいて公開された場合は、第11条(3)の規定は当該出願に関して

は継続して適用する。

(b) 出願人は、当該取下又は拒絶の直前まで享受した第 25 条に基づく優先権を継続して享受する。

(c) 当該出願に関するその他の如何なる権利も、本法に基づいて主張することができない。

第 34 条 特許付与の告示；明細書の公告

(1) 長官は特許が付与された後速やかに公報に付与の告示を公告する。

(2) 特許付与の告示を公告すると同時に、長官は、説明及びクレーム及び図面(存在する場合)並びに長官にとって有用又は重要と認められる事項及び情報も含む特許の明細書を公告する。

第 35 条 出願の効力の継続

(1) 係属する出願は、更新手数料が所定の期間内又は本条に基づいて延長された期間内に納付されないときは、更新手数料の納付を定めた期間の終了時に失効する。

(2) 更新手数料の納付を定めた期間は、延長が請求され、所定の追加手数料が指定された延長期間の満了前に納付されたときは、長官に対して出願人が行ったその旨の請求書に指定する 6 月を超えない期間により延長されるものとする。

(3) 第 37 条の規定は、特許及び特許所有者に対する本条の言及がそれぞれ特許出願及び特許出願人に対する言及であるものとして本条が関係する出願に適用する。

第 35A 条 出願の回復

(1) 本条は、更新手数料の不納付の理由により失効した特許出願には適用されず、当該出願には第 35 条(3)が継続して適用される。

(2) 特許出願が、長官により定められ又は指定された期間内に本法又はそれに基づいて制定された規則の要件の出願人による不遵守の直接の結果として、拒絶されたか又は取下として扱われる場合は、(3)に従うことを条件として、長官は次のときに限り当該出願を回復させる。

(a) 出願人が長官にその旨を請求したとき

(b) 当該請求が所定の要件に従うとき、及び

(c) 前記不遵守が遵守に合理的な注意を払ったにも拘らず生じたことに長官が納得したとき

(3) (2)にいう期間が長官により次について定められ又は指定されたものであるときは、長官は当該出願を回復しないものとする。

(a) 第 VIII 部に従って長官に対する手続に関し

(b) 第 25 条(1)の適用上、又は

(c) 本条又は第 118A 条に基づく請求の目的で

(4) 特許出願が 2 以上の者により共同して行われた場合は、(2)に基づく請求は、長官の許可を得た上で、それらの者の 1 又は複数の者により、その他の者と共同せずに行うことができる。

(5) 出願が第 28 条に基づいて公告され、所定の期間内又は場合に応じて長官が指定する期間内に当該要件に従うために合理的な注意を払ったことを長官が認める場合は、長官は(2)に基づく請求の通知を公報に公告し、所定の期間内に何人もそれに対する異議申立を長官に行うことができる。

(6) 異議申立が本条に基づいて適法に行われたときは、長官は出願人に通知し、かつ、疑義

について裁定する。

(7) 出願が本条に基づいて回復された場合は、長官が当該出願を回復する命令を下すに当たり指定する延長期間内に、出願人は(2)にいう要件に従わなければならない、この延長期間は2月以上とする。

(8) 出願人が(7)を遵守しなかった場合は、当該出願は同項にいう期間の満了時に取下として扱われる。

第 35B 条 回復の効果

(1) 出願が第 35A 条に基づいて回復された場合は、

(a) 終了と回復との間の期間中に、出願に基づいて又は出願に関してなされた如何なる事柄も適法として扱われる。

(b) 出願がその終了前に第 28 条に基づいて公告された場合は、(a)にいう期間中になされた如何なる事柄も、それが、当該終了が生じなかったならば当該出願の公開により付与された権利の侵害を構成した筈であるものは、それら権利を侵害する先の行為の継続又は再現であるときは、それら権利の侵害として扱われる。

(c) 出願がその終了前に第 28 条に基づいて公告された場合は、当該終了後でその回復請求の通知の公告前に、ある者が、

(i) 当該終了が起こらなかったならば当該出願の公開により付与された権利の侵害を構成した筈である行為をなすことを善意で開始したか、又は

(ii) 当該行為をなす効果的かつ真摯な準備を善意で行ったときは、その者は、当該出願の回復、及び特許の付与に拘らず、関係行為をなすことを継続する権利又は場合に応じて当該行為をなす権利を有する。

(2) (1) (c) は、同号にいう行為をなすライセンスを何人かに許諾することには及ばない。

(3) 業として、(1) (c) にいう行為がなされ又はそれをなす準備が行われたときは、同(c)により付与された権利を有する者は、

(a) 現に当該事業内にいるその者のパートナーに当該行為をなすよう委任すること、及び

(b) 業として、当該行為がなされ又はそれをなす準備がなされた事業の当該部分を取得する者に対して、当該権利を譲渡し又は死亡時(又は法人の場合はその解散時)に移転させることができる。

(4) 何人かが(1) (c) 又は(3)により付与された権利を行使して製品を他人向けに処分した場合は、当該他人及び当該他人を通じ権利を主張する者は、それが出願人により処分されたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権原を有する。

(5) 本条において、出願に関して「終了」とは、次を意味する。

(a) 出願の拒絶、又は

(b) 出願が取下として扱われること

第V章 付与後の特許に関する規定

第36条 特許の存続期間

(1) 特許はその付与の告示が公報に公告された日に効力を生じるものとし、(2)に従うことを条件として特許出願日に始まり20年の期間の終了まで効力を継続する。

(2) 特許は、更新手数料が所定の期間内又は本条に基づいて延長された期間内に納付されないときは、当該納付のための所定期間の終了時に消滅する。

(3) 更新手数料の納付のための所定期間は、延長が請求され、所定の追加手数料が指定された延長期間の満了前に納付されたときは、長官に対して特許所有者が又はその代理として行ったその旨の請求書に指定する6月を超えない期間により延長されるものとする。

(4) 所轄大臣はアイルランドが当事国である又は当事国となることを建議中の特許の保護期間に関する国際条約、協約、又は協定の規定に効力を付与するため、特許が効力を有する期間を命令により変更することができる。

第37条 失効した特許の回復

(1) 特許が所定の期間内又は第36条(3)に基づいて延長された期間内での更新手数料の不納付の理由により失効した場合は、当該特許が失効した日から2年以内に長官に対し当該特許回復のための申請を行うことができる。

(2) 特許所有者であった者又はその人格代表者は、本条に基づく申請を行うことができ、また、特許が2以上の者により共有される場合は、当該申請は長官の許可を得た上で、それらの者の1又は複数の者により、その他の者と共同せずに行うことができる。

(3) 本条に基づく申請は、更新手数料の不納付に至った事情を完全に記述した(所定の方法により証明されるべき)陳述書を含まなければならない、また、長官は必要と考える追加の証拠を出願人に請求することができる。

(4) 更新手数料の不納付が一応故意でなかったこと、所定の期間内に当該手数料の納付を保証するために合理的な注意が払われていたこと、及び当該申請をするに当たり不当な遅滞がなかったことに長官が納得するときは、長官は公報に当該申請を公告するものとし、また、所定の期間内に何人も当該申請につき異議申立の通知を長官に対し行うことができる。

(5) 本条に基づいて異議申立の通知が適法に与えられた場合は、長官は出願人に通知し疑義について裁定する。

(6) 長官が回復に関する本条に基づく申請を許可する旨を決定したときは、長官は未納の更新手数料及び所定の追加手数料の納付と共に当該申請に従って回復命令を出すものとする。

(7) 特許回復のための本条に基づく命令は、特に登録簿への登録に関する本法の規定に従わない事項に関する登録簿への記入を必要とする条件を含み、長官が適切であると認める条件に従って行うことができる。また、本条に基づく命令が従うべきとする条件が特許所有者により従われないときは、長官は当該命令を取り消し、かつ、当該取消の当然の結果として長官が適切と認める指示を与えることができる。

(8) 本条に基づく特許回復の命令は、次の効果を有する。

(a) 特許が失効した日に始まり本条に基づく命令の日に終わる期間中に特許に基づいて又は特許に関してなされた如何なる事柄も、適法として扱われる。

(b) 特許が失効しなかったならば侵害を構成した筈であった、(a)にいう期間中になされた如

何なる事柄も、次のときは侵害として扱われる。

- (i) それが第 36 条(3)に適用上指定された延長期間中に特許の更新が可能であった時点でなされたとき、又は
 - (ii) それが先の侵害行為の継続又は再現であったとき
- (c) 第 36 条(3)の適用上指定された延長期間の満了後であって、(4)に基づく公報による特許の回復申請の公告の日前に、ある者が、
 - (i) 特許が失効しなかったならば特許の侵害を構成した筈の行為をなすことを善意で開始したか、又は
 - (ii) 当該行為をなす効果的かつ真摯な準備を善意で行った場合は、その者は、特許の回復に拘らず、関係行為を継続してなすか又は場合に依じて当該行為をなす権利を有する。
- (9) (8)(c)は、同号にいう行為をなすライセンスを何人かに対して許諾することには及ばない。
- (10) 業として、(8)(c)にいう行為がなされ又はそれをなす準備が行われたときは、同(c)により付与された権利を有する者は、
 - (a) 現に当該事業内にいるその者のパートナーに当該行為をなすよう委任すること、及び
 - (b) 業として、当該行為がなされ又はそれをなす準備がなされた事業の当該部分を取得する者に対して、当該権利を譲渡し又は死亡時(又は法人の場合はその解散時)に移転させることができる。
- (11) 何人かが(8)(c)又は(10)により付与された権利を行使して製品を他人向けに処分した場合は、当該他人及び当該他人を通じ権利を主張する者は、それが特許の登録所有者により処分されたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権原を有する。

第 38 条 特許付与後の訂正

- (1) 本条の以下の規定に従うことを条件として、長官は、特許所有者による所定の方法で行われた申請に基づいて、提案された訂正を公告する条件及び存在する場合は適切と認めるその他の条件に従って、当該特許明細書の訂正を許可することができる。ただし、裁判所若しくは長官が扱う当該特許の有効性が争点となったか又は争点となる訴訟が係属中である場合は、如何なる訂正も許可されないものとする。
- (2) 裁判所又は長官が扱う特許の有効性が争点である訴訟において、裁判所又は該当する場合の長官は、本条の以下の規定に従うことを条件として、裁判所若しくは長官が適切と認める場合は、提案された訂正の公告及び費用、支出又はその他に関する条件に従って、特許所有者に当該方法による特許明細書の訂正を許可することができる。
- (3) 本条に基づく明細書の訂正は、提出時の出願に開示された主題又は特許により与えられた保護を超える範囲内で無効となる。
- (4) 本条に基づく明細書の如何なる訂正も特許の付与日から効力を有し、常に効力を有したものとみなす。
- (5) 明細書の訂正の許可を求める申請が(1)又は(2)に従って公告された場合は、何人も所定の期間内に裁判所又は該当する場合の長官へ特許所有者が提案する訂正に対して異議申立の通知を与えることができ、また、このように通知したときは、特許所有者に通知するものとし、裁判所又は長官は、当該訂正又はその他の訂正を許可すべきか否かを裁定する際には当

該異議申立を検討する。

(6) 本条に基づく命令を求める申請が裁判所になされた場合は、申請人は当該申請の聴聞に出頭し、かつ、審理を受ける権原を有する者を長官に通知し、また、裁判所がその旨を指示するときは、それに応じて出頭しなければならない。

(7) 本条に基づいて提案された補正を許可すべきか否かを検討するに当たり、裁判所又は長官は、欧州特許条約に基づいて適用される関係原則を考慮しなければならない。

第 39 条 特許の権利放棄

(1) 特許所有者は、長官に通知書を送付し何時でもその特許の放棄を申し出ることができる。

(2) 本条に基づいて申出が行われた場合は、長官は、所定の方法により当該申出を公告するものとし、如何なる利害関係人も、提案された権利放棄に対し異議申立の通知を当該公告日に始まる所定の期間内に長官へ与えることができる。

(3) 本条に基づいて異議申立の通知が適法に与えられた場合は、長官は特許所有者に通知するものとし、当該疑義について裁定する。

(4) (3)に従って長官が、特許が適切に放棄されたことに納得する場合は、当該申出を受理することができる。

(5) 当該申出を受理した通知が公報に公告された日から特許は効力を失う。ただし、如何なる侵害の訴訟も当該公告日より前に行われた行為に関し一切成立しないものとし、如何なる補償請求権も当該公告日より前のアイルランドの国の事業のための特許発明の使用に対し一切生じないものとする。

第 VI 章 特許及び特許出願の効果

第 40 条 発明の直接実施の防止

特許は、それが効力を有する間、特許所有者の同意なくアイルランド内で次の事柄の全部又は一部を行う全ての第三者を阻止する権利を当該特許所有者に付与する。

(a) 特許の主題である製品を製造し、販売の申出をし、市販し若しくは使用し、又はそれらの目的のために製品を輸入し若しくは貯蔵すること

(b) 特許の主題である方法を実施すること、又は当該方法の実施が特許所有者の同意なく禁止されることを第三者が知っているか若しくは当該事情下で分別のある者にとり自明であるときは、アイルランド内で当該方法の実施の申出をすること

(c) 当該特許の主題である方法により直接得られた製品について販売の申出をし、市販し、使用し若しくは輸入し、又はそれらの目的のために貯蔵すること

第 41 条 発明の間接実施の防止

(1) アイルランドで発明を実施するための発明に不可欠の要素に関する手段が発明を実施するために適切であり、また、そのために意図されていることを第三者が知り、又は、当該事情下で分別ある者にとり自明である場合は、特許は、それが効力を有する間、同所有者の同意を有さない全ての第三者が、特許発明を実施する権原を付与された当事者以外の者に、アイルランド内で当該手段を提供し又は提供の申出をすることを防止する権利をも当該特許所有者に付与する。

(2) (1)は、同項にいう手段が一般的市販品であるときは、第三者が供給を受ける者に第 40 条により特許所有者が阻止することができる行為を犯すよう誘引したときを除き、適用しない。

(3) 第 42 条(a), (b)又は(c)にいう行為を実行した者は、本条(1)に従って発明を実施する権原を有する当事者とみなしてはならない。

第 42 条 特許の効力の制限

(1) 特許により付与された権利は、次の事項には及ばない。

(a) 非商業的目的のために私的に行う行為

(b) 関連する特許発明の主題に関する実験目的のために行う行為

(c) 登録された医師が発行する処方箋に従って薬局において個人的症例に供する医薬品の即座の調合又はこのように調合された医薬品に関する行為

(d) 船舶が一時的又は偶然にアイルランドの領海に入る場合で、船体、機械、漁具、ギア及びその他の付属物における特許の主題である発明に関し、アイルランド以外の工業所有権の保護に関するパリ同盟の同盟国又は世界貿易機関の構成国に登録された船舶上での実施。ただし、当該発明は、船舶の必要に応じ排他的に当該領海内で実施することを条件とする。

(e) アイルランド以外の工業所有権の保護に関するパリ同盟の同盟国又は世界貿易機関の構成国の航空機若しくは陸上車両がアイルランドに一時的又は偶然に入国する場合であって、当該航空機若しくは陸上車両の構造若しくは操作又はこれらの付属品における特許の主題である発明の実施

(f) 国際民間航空条約第 27 条に定める行為であって、これらの行為が同条の規定から利益を

享受するアイルランド以外の国の航空機に関係するもの

(g) 関連特許発明の主題に関してなす行為であって、次の行為から構成されるもの

(i) 人間用の医薬品についての販売許可のため、2001年11月6日欧州議会及び理事会の指令2001/83/EC第10条第1段落、第2段落、第3段落及び第4段落(2004年3月31日欧州議会及び理事会の指令2004/27/ECにより最新改正)の申請要件を充足するために行われる必要な研究、試験及び試用の実施中にされる行為、又は

(ii) 獣医薬品についての販売許可のため、2001年11月6日欧州議会及び理事会の指令2001/82/EC第13条第1段落から第5段落まで(2004年3月31日欧州議会及び理事会の指令2004/28/ECにより最新改正)の申請要件を充足するために行われる必要な研究、試験及び試用の実施中にされる行為、又は

(iii) (i)又は(ii)にいう行為の結果として必要とされるその他の行為であって、該当する場合は(i)又は(ii)に指定された目的のもの

(h) (g)に該当しない限りにおいて、関連特許発明の主題に関してなす行為であって、次の行為から構成されるもの

(i) 次のものを販売若しくは供給又は販売若しくは供給の申出をするためにアイルランド若しくは他国の法律により求められる販売許可又は同様の指令(呼称を問わず)の申請要件を充足するための研究、試験、実験及び試用(臨床試験及び野外試験を含む)の実施中にされる行為

(I) (2)の意味での人間用の医薬品、若しくは

(II) (2)の意味での獣医薬品、又は

(ii) (i)にいう行為の結果として必要とされる他の行為であって、該当する場合、(i)に指定する目的のもの

(2) 本条において((1)(g)を除き)、

「人間用の医薬品」とは、次を意味する。

(a) 人間の病気を治療又は予防する特性を有する又は有することを目的とする物質又は物質の結合、若しくは

(b) 薬理的、免疫学的又は代謝作用を行うことによって生理機能を回復、矯正若しくは修正する目的又は医療診断をする目的の何れかで人間に使用又は投与される物質又は物質の結合

「物質」とは、次の何れかの由来の物をいう。

(a) ヒト由来(人間の血液及び人間の血液製剤を含む)

(b) 動物由来(微生物、全身動物、器官部分、動物分泌物、毒素、抽出物及び血液製剤を含む)

(c) 植物由来(微生物、植物、植物部分、植物分泌物及び抽出物を含む)、又は

(d) 化学由来(要素、自然発生化学物質及び化学変化若しくは合成により得られる化学製品を含む)

「獣医薬品」とは、次をいう。

(a) 動物の病気を治療若しくは予防するための特性を有する又は有することを目的とする物質又は物質の結合、若しくは

(b) 薬理的、免疫学的又は代謝作用を行うことによって生理機能を回復、矯正若しくは修正する目的又は医療診断をする目的の何れかで動物に使用又は投与される物質又は物質の結合

第 43 条 権利の制限

特許により付与された権利は、欧州共同体を設立する条約の法律により課された義務に従って特許所有者が阻止することのできない行為には及ばない。

第 44 条 公開後の特許出願により付与される権利

(1) 特許出願は、第 28 条に基づくその公開日以降第 40 条から第 43 条までにより付与される保護を暫定的に出願人に与える。

(2) 特許出願は、取り下げられ、取下とみなされ又は最終的に拒絶されたときは、(1)に定める効力を有さなかつたものとみなす。

第 45 条 保護の範囲

(1) 特許又は特許出願により付与される保護の範囲は、クレームにより定められる。ただし、説明及び図面はクレームを解釈するために使用されるものとする。

(2) 特許の付与までの期間について、特許出願により付与される保護の範囲は、第 28 条に基づく公開に含まれる最後に提出されたクレームにより定められる。ただし、第 38 条に従って付与され又は訂正された特許のクレームは、第 44 条により付与された保護の範囲を決定する。ただし、本項の前記規定は、出願人に対し第 28 条に基づく公開日に同人が求める保護の範囲より大きな範囲の保護を付与するものと解釈してはならない。

(3) 本条の解釈において、裁判所は、欧州特許条約第 69 条の解釈に関する議定書に含まれる指示及び本法第 2 附則に定める指示を考慮する。

第 46 条 立証責任

(1) 特許又は特許出願の主題が新規の製品を得る方法である場合において、場合に応じて特許所有者又は出願人以外の者により製造された同一製品は、その製品が当該方法又は他の方法により得られたか否かに関する争点を提起するのに十分な証拠に欠けるときは、当該主題である方法により得られたものとみなす。

(2) 当事者が本条により自己に課された責任を免除されているか否かを審理するに当たり、裁判所は、製造上及び事業上の秘密の保護について被告の利益を考慮するものとし、その目的のため、裁判所は、適切と認めるときは、当該訴訟の他方当事者の欠席において、聴聞し又は被告のために証拠を受領することができる。

(3) (a) 権利侵害訴訟の如何なる当事者も、当該訴訟の全相手方当事者の欠席において、本項に基づく命令を裁判所に申請することができる。

(b) 本項に基づく命令の申請を審理するに当たり、裁判所が次のことに納得する場合は、裁判所は当該申請を許可する。

(i) 申請人が製造上又は商業上の秘密を所有していること、及び

(ii) 当該秘密(申請人以外の訴訟の当事者の欠席において与えられる証拠)が申請人に本条により課された責任を免除させるものであること、及び

(iii) 事件の事情においては、秘密の(申請に関する以外の)開示を要求することが不合理であること

(c) 裁判所が本項に基づいて命令を出す場合は、本条に基づいて課された責任は、関連する

権利侵害の訴訟に関し，申請人には免除されているものとみなす。

第 VII 章 権利侵害

第 47 条 特許侵害訴訟

(1) 特許侵害の民事訴訟は、第 40 条から第 43 条まで及び第 45 条に基づいて防止する権原を有している旨を特許所有者が申し立てる侵害行為に関して、特許所有者が裁判所に提起することができる。また、(裁判所のその他の裁判管轄権を害することなく)これらの訴訟において、次の事項について請求を行うことができる。

- (a) 被告を当該侵害の虞がある行為から防止する差止命令
- (b) 特許が侵害を受けたと申し立てられた当該特許により保護された製品又は当該製品を分離することができないように構成された物品を引き渡し又は破毀することを被告に要求する命令
- (c) 申し立てられた侵害に関する損害賠償
- (d) 申し立てられた侵害から被告が得た利益の計算
- (e) 特許が有効であり被告により侵害された旨の宣言

(2) 裁判所は、同一の侵害に関して、特許所有者に損害賠償を裁定し、かつ、重ねて特許所有者が利益の計算を与えられるべき旨を命令してはならない。

第 48 条 特許共有者による侵害に対する訴訟

(1) 2 以上の共有者がいる特許に第 40 条から第 43 条までを適用する場合は、同条における所有者への各言及は、次の通り解釈する。

- (a) 如何なる行為に関しても、第 80 条又は同条にいう契約により、それが侵害になることなく当該行為を行う権原を有する当該特許所有者への言及として、及び
- (b) 如何なる同意に関しても、第 80 条又は当該契約により、必要な同意を与える適切な者である特許所有者への言及として

(2) 2 以上の内の 1 特許共有者は、他の特許所有者の同意なく特許の侵害を申し立てられた行為に関し訴訟を提起することができる。ただし、その他の全特許所有者が被告として当該訴訟の当事者とならない限り、当該訴訟を提起してはならない。ただし、本項の要件に従って被告となった当該他の者の何れも、この者が当該訴訟に出廷し、かつ、参加しない限り、如何なる費用又は支出に対しても負担義務を有さないものとする。

第 49 条 侵害の損害回復に関する制限

(1) 特許侵害の訴訟において、損害賠償は、被告が侵害の日に当該特許が存在することを知らず、かつ、そのように想定する合理的根拠もなかったことが証明される被告に対しては裁定されないものとし、如何なる命令も利益の計算に対し行ってはならない。また、何人も、「特許」又は「特許が付与された」の語又は製品について特許が取得されたことを表示し又は意味する語を製品に利用することの理由のみで、問題の語に関連する特許番号が添えられない限り、特許の存在を知り又はそのように想定する合理的根拠があったものとはみなさない。

(2) 特許侵害の訴訟において、裁判所は、適切と認めるときは、第 36 条(3)に基づく請求に指定された延長期間中、ただし、同項の適用上所定の更新手数料及び追加手数料の納付前、に犯された侵害につき損害賠償を裁定すること又は命令を行うことを拒絶することができる。

(3) 特許明細書の訂正が本法に基づいて許可された場合は、当初公告された当該特許明細書が誠実に、かつ、合理的な技術及び知識をもって作成された旨を裁判所が納得しない限り、訂正を許可する決定の日前に犯された特許侵害の訴訟において如何なる損害賠償の裁定も行われぬものとする。

第 50 条 一部有効な特許の侵害への救済

(1) 特許侵害訴訟において、特許の有効性が争点となった場合において、当該特許が一部のみ有効であると認めるときは、裁判所は特許が有効であり、かつ、侵害されたと認められた当該部分に関して救済を与えることができる。ただし、裁判所は、(2)にいう場合を除き、損害賠償又は費用の方法で救済を与えてはならないものとする。

(2) 特許侵害訴訟において、特許明細書が誠実に、かつ、合理的な技術及び知識をもって作成されたことを原告が証明する場合は、裁判所は、費用に関し及び損害賠償の計算を開始すべき日に関して裁判所の裁量に従うことを条件として、有効であり、かつ、侵害された特許の当該部分につき救済を与えることができる。

(3) (1)又は(2)に基づく救済の条件として、裁判所は、第 38 条に基づく目的のために作成された申請があったときは、当該明細書をその納得する程に訂正するよう指示することができる。また、当該申請は訴訟におけるその他全ての争点が裁定されたか否かに拘らず行うことができる。

(4) 裁判所は、所有者の請求があったときは、クレームが欧州特許庁により裁判所が納得する程に制限されることを条件として、アイルランドを指定する欧州特許の場合において本条に基づいて救済を与えることもできる。

第 51 条 排他的ライセンスによる侵害訴訟

(1) 本条の規定に従うことを条件として、特許に基づく排他的ライセンスの所有者は、ライセンス付与の日後に犯された特許侵害に関する訴訟を提起するための特許所有者と同じ権利を有する。また、当該訴訟において損害賠償を裁定し又はその他の救済を与えるに当たり、裁判所は、排他的ライセンス自体の権利の侵害を構成する限り、当該侵害の結果として排他的ライセンスが被った若しくは被る虞のある損失又は場合に依りて侵害から生じる利益を考慮しなければならない。

(2) 本条により排他的ライセンスの所有者によって提起された訴訟において、関連する特許所有者は、当該訴訟に原告として参加しない限り、被告に加えられるものとする。ただし、本項に従って被告として加えられた特許所有者は、当該訴訟に出廷し、かつ、参加しない限り、如何なる費用にも負担義務を有さないものとする。

第 52 条 特許の有効性が争われたことの証明書

(1) 裁判所の訴訟において、特許有効性の範囲が争われ、当該特許の全部又は一部が有効であると裁判所が認めた場合は、裁判所は、当該特許有効性が争われた旨の認定及び事実を証明することができる。

(2) (1)に基づいて証明書が付与されている場合において、特許侵害に対する裁判所へのその後の訴訟、又は裁判所若しくは長官への当該特許取消のその後の訴訟において、最終的な命令又は判決が特許有効性に依拠する当事者に有利に行われるときは、当該当事者は、裁判所

が別段の指示をしない限り、事務弁護士と自己の依頼人との間の費用としての自己の費用を受ける権原を有するものとする。

第 53 条 侵害訴訟を提起するとの根拠のない脅迫への救済

(1) 何人も(特許に対する権原を有するか又は特許に利害関係を有するか否かに拘らず)回状、広告又はその他の手段により特許侵害訴訟を提起する旨をもって他人を脅迫した場合は、当該脅迫による如何なる被害者も、相手方に対し(2)にいう救済を求めて裁判所に訴訟を提起することができる。

(2) 本条により提起された訴訟において、訴訟をもって脅迫された行為が特許侵害を構成するか又は当該行為が行われたならば特許侵害を構成する筈である旨を被告が証明しない限り、原告は次の救済を受ける権原を有するものとする。すなわち、

- (a) 訴えられた脅迫は正当化されない旨の趣旨の宣言
- (b) 脅迫が継続する場合の差止命令、及び
- (c) 若しあるときは、脅迫を理由として被った損害賠償

(3) 次については、本条に基づいて訴訟を提起することはできない。

(a) 処分するための製品の製造若しくは輸入又は方法の実施から構成されると申し立てられた侵害に対する訴訟を提起する旨の脅迫、又は

(b) 処分するための製品を製造若しくは輸入し又は方法を実施した者に対して、当該製品又は方法に関して他の何事かをなすことから構成されると申し立てられた侵害に対する訴訟を提起する旨の脅迫

(4) 本条の適用上、特許又は特許出願の存在の通知は、それ自体では訴訟についての脅迫を構成しない。

第 54 条 不侵害の宣言を行う裁判所の権限

(1) 特許所有者又は排他的ライセンシーにより別段の主張が行われなかった事実拘らず、次のことが提示された場合は、何人かによる方法の実施又は何人かによる製品の製造若しくは使用若しくは販売は、特許の侵害行為を構成せず及び構成しない筈である旨の宣言については、その者と特許所有者若しくは特許に基づく排他的ライセンスの所有者との間の訴訟において、裁判所がこれを行うことができる。

(a) 原告が、若し与えられたならばその効果が請求された宣言の効果と同様である筈の確認書を求めて特許所有者又は排他的ライセンシーに書面で申し入れし、かつ、その者に問題の方法又は製品の書面での完全な詳細事項を提出してあること、及び

(b) 特許所有者又は排他的ライセンシーが当該確認書を与えることを拒絶し又は無視したこと

(2) 本条により行われた宣言を求める訴訟において全ての当事者の費用は、裁判所が特別の理由により別段の命令を行うことを適切と認めない限り、原告が支払うものとする。

(3) 全部又は一部の特許有効性は、本条により行われる宣言を求める訴訟において争点としてはならない。従って、特許の場合は、当該宣言を行うこと又はこれを拒絶することが当該特許が有効であることを意味するものとみなしてはならない。

第 55 条 出願日又は優先日の前に始まった実施を継続する権利

(1) 発明に特許が付与された場合は、当該アイルランドにおいて特許出願日前に又は優先権が主張される時は優先日前に、そのとき特許が有効であれば特許の侵害を構成する筈の行為を善意で行うか又は当該行為を行うための効果的かつ真摯な準備を善意で行った者は、(2)に定める権利を有する。

(2) (1)にいう権利は、次の通りである。

(a) (1)にいう行為を継続して行い又は場合に応じて当該行為を行う権利

(b) 業として、当該行為がなされたか又は当該行為を行う準備がされていた場合において、

(i) 個人の場合は、

(I) 当該行為を行う権利を譲渡する権利又は死亡により当該権利を移転させる権利、又は

(II) 業として当該行為が行われたか又は行為を行う準備が行われた当該事業に現にいるその者のパートナーの何れかに当該行為をなすよう委任する権利

(ii) 法人の場合は、当該行為を行う権利を譲渡する権利又は法人の解散により当該権利を移転させる権利

また、本項による当該行為をなすことは、関係する特許の侵害にはならないものとする。

(3) (2)に定める権利には、(1)にいう行為をなす者にライセンスを許諾する権利を含めてはならない。

(4) 何人かが(2)により付与された権利を行使して特許の主題である製品を他人向けに処分した場合は、当該他人及び当該他人を通じて権利主張する者は、当該特許の単独所有者により処分されたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権原を有する。

第 56 条 公開された出願の侵害に対する訴訟

(1) 特許が付与された後、特許所有者は、第 28 条に従う出願の公開日の翌日に始まり特許付与の告示の公告日の前日に終了する期間に犯した行為であって、第 44 条及び第 45 条により当該特許所有者が侵害を阻止する権原を与えられていると申し立てる行為による特許出願の侵害に対し裁判所に民事訴訟を提起することができる。また、当該訴訟において、申し立てられた侵害に関して損害賠償を請求することができる。

(2) 特許侵害に関する第 48 条から第 53 条まで及び第 55 条の規定は、これらが該当する限り、本条に基づく訴訟に適用する。

(3) 本条に基づく訴訟で裁定を受ける損害賠償額を検討するに当たり、裁判所は、第 28 条に基づいて公開された当該出願の審理から、これらの権利を侵害したものと認めたのと同じ説明の行為からの保護を特許所有者に付与されると予測することが合理的であったか否かを検討する。また、裁判所がそのように予測することが不合理であったと認めたときは、裁判所は損害賠償を適切と認める金額まで減額する。

第 VIII 章 取消

第 57 条 特許取消の申請

(1) 本条の次の規定及び第 58 条に従うことを条件として、何人も、裁判所又は長官に特許の取消を申請することができる。

(2) 第 58 条(e)にいう理由に基づく特許取消の申請は、第 81 条(2)に従って当該特許を付与される権原を有する又は当該特許が保護する事項の部分についての特許を付与される権原を有すると裁判所が認める者のみにより又は複数の者に当該権原が付与されたと認められる場合はこれらの全員により行うことができる。

(3) 本条に基づく申請は、特許が失効した場合でも提出することができる。

(4) 特許取消の申請は、所定の方法により行うものとし、当該申請に関する所定の手数料が納付されるまでは提出されたとみなしてはならない。

(5) 特許に関する訴訟が本法の規定に基づいて裁判所において係属中である場合は、当該裁判所の許可なしには特許に関する本条に基づく如何なる申請も長官に行うことができない。

(6) 長官が本条に基づいて自己にされた申請を処理しなかった場合は、申請人は、次の何れかを行わない限り、本条に基づいて長官に關係特許に関する申請を行うことができない。

(a) 特許所有者が申請人にその旨を申請することに同意すること、又は

(b) 長官が書面により当該特許が取り消されるべきか否かの疑義は裁判所が更に適切に裁定する疑義であると認める旨を証明すること

第 58 条 取消の理由

特許取消の申請は、次の理由によつてのみ行うことができる。

(a) 特許の主題が本法に基づいて特許不能である。

(b) 特許明細書が当該技術の熟練者により実施されるには十分明確かつ完全な方法により発明を開示していない。

(c) 特許明細書に開示された事項が、出願時の明細書に開示された範囲を超えて拡大されている。又は第 24 条又は第 81 条により先の出願の出願日に提出されたとみなす出願に基づいて特許が付与された場合は、当該出願が出願時に開示された先の出願の範囲を超えて拡大されている。

(d) 特許により与えられた保護が訂正により拡大されたが、それは許されるべきでなかった。

(e) 特許所有者が第 16 条(1)に基づいて特許を受ける権原を有さない。

第 59 条 取消申請の審査

(1) 特許取消の申請が承認された場合は、裁判所又は該当する場合の長官は、第 58 条にいう取消理由が特許の維持を害するか否かを検討する。

(2) 特許取消の申請に当たり、裁判所又は長官が第 58 条にいう取消理由が特許の維持を害しているものとみなすときは、裁判所又は該当する場合の長官は、当該特許を命令により無条件で取り消すことができる。

(3) 特許取消の申請に当たり、裁判所又は長官が第 58 条にいう取消理由が当該特許の一部のみに影響を与えるものとみなすときは、裁判所又は該当する場合の長官は、裁判所又は長官が指定する期間内に關係する明細書が裁判所又は長官が納得する程に訂正されない限り、当

該特許の取消を命令することができる。

(4) (3)の適用上、明細書の訂正への言及は、第38条に基づくその訂正への言及であり、またアイルランドを指定する欧州特許の場合は、欧州特許条約の規定に基づくその訂正への言及でもあり、特許所有者の請求があったときは、同条約に基づいて特許のクレームを訂正により制限することができる。

第60条 自己の発意により特許を取り消す長官の権限

(1) 特許を付与された発明が、第11条(3)のみにより技術水準の一部を構成していたことが長官に認められたときは、長官は自己の発意に基づいて命令により特許を取り消すことができる。ただし、長官は、前述した技術水準の一部を構成した如何なる事項も排除するために、第38条に従って特許所有者に意見を述べ、かつ、特許明細書を訂正する機会を与えることなく特許を取り消してはならない。

(2) 長官にとって、

(a) この部に基づく特許及びアイルランドを指定する欧州特許が同一発明に対して付与されていること、及び

(b) 双方の特許出願の出願日が同一であった、又は優先権が主張された場合は優先日が同一であったこと、及び

(c) 双方の特許出願が同一出願人又はその権原承継人によって提出されたこと、が認められるときは、長官は、この部に基づく特許所有者に当該特許につき意見を述べ、かつ、特許明細書を訂正する機会を与えるものとする。また、特許所有者が同一発明に関し2の特許が存在しない旨を長官に納得させることを怠り、又は同一発明に関して2の特許が存在することを防止するよう明細書を訂正することを怠ったときは、長官は当該特許を取り消すものとする。

(3) 長官は、次の期限より前に(2)に基づく行為をとってはならない。

(a) 欧州特許条約に基づいてアイルランドを指定する欧州特許に対する異議申立期間の終了、又は

(b) 前記より後の場合は、欧州特許条約に基づく異議申立の訴訟が最終的に決着した日
また、長官は、裁定が欧州特許を維持しないものであるとき、又は特許が訂正され、同一発明に関して2の特許が存在しなくなったときは、如何なる行為もとってはならない。

第61条 特許の有効性を争点とする事態

(1) 本条の以下の規定に従うことを条件として、特許の有効性は第58条に定める理由の1のみにより争点とすることができる。また、前述に加え当該有効性は、次の場合にのみ提起されるものとする。

(a) 第47条又は第56条に基づく侵害訴訟の防衛としての場合、又は

(b) 第53条又は第57条に基づく訴訟における場合、又は

(c) 第77条に従う場合

(2) 次の場合に該当しない限り、第58条(e)に定める理由に基づいて何人かが争点とする特許の有効性に関する(1)にいう訴訟において如何なる裁定も行ってはならない。

(a) その者により提起された権原訴訟又は特許の有効性が争点である訴訟の何れかにおいて、当該特許が他人でなく、この者に付与されるべきであった旨を裁定された場合、及び

- (b) 権原訴訟においてそのように裁定された場合を除き、
- (i) 特許の有効性が争点である訴訟が特許を付与された日に始まる2年の期間の終了前に提起された場合、又は
- (ii) 特許所有者として登録された者が当該特許の付与又はこの者への特許の移転の時にこの者が当該特許を受ける権原がないことを知っていたことが証明された場合
- (3) (2)における特許に関する「権原訴訟」とは、第81条又はその他に基づいて言及されたか否かに拘らず、特許を受ける権原がない者に特許が付与されたか否かの疑義を裁定する訴訟をいう。
- (4) 本法の適用上、長官が第60条に基づいて有効性を取り消すか否かを決定する命令において、長官がその有効性を検討するという事実のみの理由によっては特許の有効性が争点とされていることにならないことを本法により宣言する。

第62条 長官に与える裁判手続の通知

長官は、第47条又は第56条に基づく侵害の訴訟又は第61条に基づいて特許の有効性が争点となる場合は裁判所における訴訟及び当該訴訟に関する裁判所の判決について、原告又は場合に応じて特許所有者により書面で通知を与えられるものとする。

第 III 部 短期特許

第 63 条 短期特許の出願

- (1) この部に基づく出願については、第 II 部に基づいて付与された特許に関して第 36 条に規定された存続期間に代わり存続期間を 10 年とする特許を求めてこれを行うことができる。
- (2) 当該出願により付与された特許は、この部において短期特許という。
- (3) 第 II 部は、必要な修正及びこの部の規定に従うことを条件として、第 II 部に基づく特許及び特許出願に適用する通り、短期特許及び短期特許の出願に適用する。
- (4) 発明は、新規で産業上の利用の可能性があるときは、この部に基づいて特許を受けることができる。ただし、当該発明が進歩性を明確には欠かないことを条件とする。
- (5) 短期特許の出願は、所定の方法により序に提出し、かつ、所定の様式によらなければならない。
- (6) 特許出願に関し第 II 部に基づいて制定された規則は、別段の定めがある場合を除き、当該規則がその部に基づいて出願に適用する通り短期特許の出願に適用する。また、短期特許及び短期特許の出願に関しては、異なる規則を制定することができる。
- (7) 短期特許の出願は、
 - (a) 短期特許の付与に関する願書を含む。
 - (b) 次の明細書を含む。
 - (i) 発明及び出願人が知る発明を実施する最良の方法を記述した明細書
 - (ii) 保護を求める事項を定義し、明確であり、かつ、説明により裏付けられている 1 又は複数(ただし、5 を超えない)のクレームを含む明細書、及び
 - (iii) 説明、クレームにおいて言及する図面、及び第 22 条が適用される要約を添付した明細書
- (8) 出願には、所轄大臣が手数料を納付することができる後の日を定めない限り、所定の出願手数料を添えなければならない。

第 64 条 同一発明についての第 II 部に基づく特許及び短期特許は共存しない

- 第 II 部に基づく特許出願及び短期特許出願が同一発明に関して同一出願人により出願された場合において、
- (a) 最初に短期特許が付与された場合は、当該短期特許は、第 II 部に基づく特許の付与があったときは無効とみなす。
 - (b) 短期特許出願は、第 II 部に基づく特許の付与の日に係属中であるときは、当該日現在で放棄したものとみなす。

第 65 条 短期特許及びその出願に関する規定

- (1) 第 29 条、第 30 条及び第 35 条は、短期特許の出願については適用しない。第 44 条及び第 56 条は、第 66 条に従うことを条件として、当該出願に関して効力を有する。
- (2) 第 40 条から第 43 条までは、第 66 条に従うことを条件として、短期特許に関して効力を有する。
- (3) 短期特許が第 28 条(1)にいう期間の満了前に付与されたときは、当該出願は第 34 条(1)に規定された公告と同時に公告されるものとする。

第 66 条 侵害訴訟

(1) 第 47 条又は第 56 条に基づく侵害に対する民事訴訟に関し、短期特許の所有者は、自己が次の行為を行うまで、何人に対しても訴訟を提起してはならない。

(a) 当該発明につき調査を行い及びその調査結果の報告書(「調査報告書」という)を作成するよう所定の手数料を添えて長官に請求を行う行為、及び

(b) 長官から当該調査報告書の謄本 1 通を受領し、相手方に謄本 1 通を提出する行為

(2) 長官は(1)にいう調査報告書を公表する。

(3) (1)(a)にいう請求を行う代わりに、同一発明の特許出願が所定の外国において、又は所定の協定若しくは条約の規定に基づいて提出されてもいるときは、当該出願人は長官に第 30 条(1)にいう証拠を提出することができる。また、長官が自己にこのように提出された証拠を公告し、かつ、当該特許所有者が関係人に当該証拠の謄本を送付するまで、訴訟を提起することができない。

(4) (1)にいう訴訟は、請求の趣旨に拘らず、巡回裁判所に提起することができる。

(5) 短期特許の侵害訴訟に関する第 47 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条、第 52 条、第 54 条、第 56 条及び第 62 条における裁判所への言及は、巡回裁判所への言及を含むものとして解釈する。

(6) 所轄大臣は、規則により、短期特許の主題である発明に関する調査報告書を作成せしめるよう長官へ請求することを特許所有者以外の何人にも許可することができる。当該規則は当該請求が所定の手数料の納付を条件とする旨を定めることができる。本項に基づいて作成された調査報告書は、長官により公告されるものとする。

第 67 条 短期特許取消の特別理由

第 58 条は、関係ある限り、短期特許取消の申請に適用する。ただし、特許明細書のクレームが説明により裏付けられていないことも、短期特許取消の理由とする。

第 IV 部 自発的及び強制ライセンス

第 68 条 実施許諾用意によるライセンスが利用可能である旨の登録簿への記入申請

(1) 特許付与後の何時でも、特許所有者は特許に基づくライセンスが権利として利用可能であるという趣旨の登録簿への記入を長官に申請することができる。また、当該申請が行われた場合は、長官は、当該特許の利益を受ける権原があるものとして登録簿に記入された何人に対しても当該申請について通知する。また、特許所有者が契約により当該特許に基づくライセンスを付与することが妨げられないことに長官が納得するときは、長官は当該記入を行うものとする。

(2) 本条に基づいて登録簿に記入された場合は、次の規定を適用する。

(a) 何人もその後の何時でも、契約がない場合は、特許所有者又はライセンスを請求する者の申請に基づいて長官が設定する条件より、特許に基づく実施許諾用意によるライセンスを受ける権原を有するものとする。

(b) 長官は、当該ライセンス記入前の、当該特許に基づいて付与されたライセンスのライセンシーの申請に基づいて、そのライセンスを前述の通り設定された条件により実施許諾用意によるライセンスと交換すべき旨を命令することができる。

(c) 特許の侵害訴訟(世界貿易機関の構成国でない国からの商品の輸入による以外の場合)において、被告が前述の通り長官が設定した条件に基づいてライセンスの取得を約束するときは、被告に如何なる差止命令も認めてはならない。また、この者に対する損害賠償として賠償可能な金額(存在する場合は)、当該ライセンスが最先の侵害前に付与されていたならば、この者がライセンシーとして支払を要した筈の金額の 2 倍を超えてはならないものとする。

(d) 登録の日後、特許に関して納付すべき更新手数料は、当該登録が行われなかったならば納付を要した筈の更新手数料の半額とする。

(3) 本条により付与された実施許諾用意に基づくライセンスのライセンシーは(その条件が契約により設定されるライセンスの場合は、当該ライセンスが他に明示的に定めない限り)特許所有者に当該特許の侵害を防止するための訴訟の提起を請求する権原を有するものとする。また、当該特許所有者が、当該請求を受けた後 2 月以内に本項に基づく要件に従うことを拒絶し又は無視するときは、当該ライセンシーは、この者が当該特許所有者であるものとして自己の名義で侵害に対し訴訟を提起することができる。また、当該訴訟が提起された場合は、特許所有者は被告となる。ただし、被告となる特許所有者は、当該訴訟に出廷し、かつ、訴訟に参加しない限り、如何なる費用に対しても支払義務を有さないものとする。

(4) 本条に基づく登録の申請は、当該申請に係る特許所有者が契約により当該特許に基づくライセンスの付与を妨げられない旨の陳述書(所定の方法により立証される)を含むものとし、また、長官は、本件に関して必要と認める追加の証拠を特許所有者に請求することができる。

(5) 本条に基づく登録簿への登録の全ては、公報に公告するものとし、また、長官が公衆に登録の告示を行うために望ましいその他の方法(存在する場合は)により公告する。

第 69 条 記入の取消

(1) 第 68 条に基づいて行われた記入後の何時でも、特許所有者は当該記入の取消を長官へ申請することができる。また、当該申請が行われ、当該記入が行われなかったならば納付を要

した筈の全ての更新手数料の残高が納付された場合において、長官は、当該特許に基づく如何なるライセンスも現存しないこと、又は当該特許に基づく全てのライセンシーが当該取消に同意したことに納得するときは、当該記入を取り消すことができる。

(2) 第 68 条に基づいて記入が行われた後の所定の期間内に、何人も自己が利害を有する契約により関係する特許所有者が当該特許に基づくライセンスの付与を妨げられ、また当該記入を行った時に妨げられた旨を主張するときは、この者は長官に当該記入の取消を申請することができる。

(3) 特許所有者が(2)にいう方法で妨げられる及び妨げられたことに(2)に基づいて行われた申請により長官が納得するときは、長官は同項にいう記入を取り消す。また、取消により当該特許所有者は、記入が行われなかったならば納付を要した筈の全ての更新手数料の残高に等しい額を所定の期間内に納付する義務を有する。また、当該金額が前記期間内に納付されないときは、当該特許は前記期間満了時に効力を失うものとする。

(4) 本条に基づいて記入が取り消される場合は、当該記入が関係する特許所有者の権利及び義務は以後当該記入が行われなかったときと同じとする。

(5) 長官は本条に基づいて自己に対し行われた申請を所定の方法により公告するものとし、かつ、求められた取消に対する異議申立の通知は、当該公告の後所定の期間内に、次の者が、長官に与えることができる。

(a) (1)に基づく申請の場合は、何人でも、及び

(b) (2)に基づく申請の場合は、当該申請が関係する特許所有者

(6) 異議申立の通知が(5)に基づいて与えられる場合は、長官は、当該申請を裁定する前に申請人に通知する。

第 70 条 強制ライセンス

(1) 特許付与の告示の公告日に始まる 3 年間又は所定の他の期間の満了後の何時でも、特許に基づくライセンスについて、又は当該特許に基づくライセンスが権利として利用可能であるという趣旨の登録簿への記入については、次の理由の何れか又は全てにより、これを何人も長官に申請することができる。

(a) 次のこと、すなわち、

(i) 特許の主題に対するアイルランドにおける需要が充足されていないか又は合理的な条件で充足されていないこと、又は

(ii) 特許により保護されている製品に対するアイルランドにおける需要が世界貿易機関の構成国以外からの輸入により充足されていること

(b) アイルランドにおける商業的又は工業的な活動の確立又は発展が不公正に阻害されていること

(2) 特許により保護されている発明(本条では「第 2 特許」という)が、他の特許(本条では「第 1 特許」という)から派生した権利を侵害することなしに、アイルランドにおいて実施することができないときは、第 2 特許の所有者は、関係する発明の実施に必要な範囲での第 1 特許に基づくライセンスを求めて長官に申請することができる。ただし、当該発明が第 1 特許においてクレームした発明に比して相当の経済的意義の重要な技術的進歩を含むことを条件とする。

(3) 本条に基づいて申請をする場合において、長官が、

- (a) (1)において特定された理由の何れかが確定したこと，又は
- (b) 特許により保護されている発明が(2)にいう第1特許から派生した権利を侵害することなしには実施することができないこと，
- に納得するときは，長官は，当該申請に従って命令を下すことができ，また命令がライセンスの許諾のためである場合は，当該命令では長官が適切と考える条件により当該ライセンスを許諾すべき旨を請求することができる。ただし，次の通りとする。
- (i) 許諾される如何なるライセンスも，非排他的であること
- (ii) 許諾される如何なるライセンスも，アイルランドにおける市場への供給を主たる目的とすること
- (iii) 許諾される如何なるライセンスも，長官の事前の許可を得て，かつ，特許発明を実施している企業又は営業権の当該部分と共にするときにのみ譲渡することができ，かつ，第1特許に関して(2)に基づく申請により許諾されるライセンスの場合は，当該ライセンスは第2特許の譲渡と共に第2特許の所有者によってのみ譲渡することができること
- (iv) ライセンスは，当該ライセンスの経済的価値を考慮して，事案の事情における十分な対価の特許所有者に対する支払を条件としてのみ許諾すること
- (v) ライセンスの範囲及び期間は，それが許諾される目的に限定すること
- (vi) 半導体技術に係る特許に関して(1)に基づく申請により許諾される如何なるライセンスも，公共の非営利的使用のためのみとすること
- (vii) 第2特許の所有者が第1特許の所有者及び同所有者のライセンシーに対して，第2特許においてクレームした発明を実施するために，合理的な条件で，クロスライセンスを許諾することを了解できない限り，如何なる命令も(2)に基づく申請により下してはならないこと
- (4) 長官は本条に基づく申請に従って命令をするか否かを決定するに当たり，次の事項を考慮する。すなわち，
- (a) 関連する発明の内容，当該特許の付与以来経過した期間及び当該発明を完全に実施するために特許所有者又はライセンシーが既にとった処置
- (b) ライセンスが公共の利益のために当該発明を実施すべき旨の命令に基づいて付与される者の能力，及び
- (c) 申請が許可される場合は，資本を提供し及び当該特許を実施するに当たり当該人が引き受ける危険
- (5) 第68条(3)は，第68条により許諾されたライセンスに適用する通り，本条に基づく命令に従って許諾されたライセンスに適用する。

第71条 強制ライセンスに関する規定

- (1) ライセンス許諾の命令又は登録簿への記入の命令が第70条に基づく申請に従って行われた場合は，当該命令に至った事情が変化したか又は存在しなくなり，かつ，再現の虞がないことを理由として，何人も当該命令の修正又は取消を長官に申請することができる。
- (2) 長官が(1)にいう事情が変化したか又は存在しなくなり，かつ，再現の虞がないことに納得する場合は，長官は，特に関係ライセンシーの利益の保護を規定する条件を含み，長官が適切と考える条件により現存する命令の修正又は取消を命令することができる。
- (3) 第73条は，適用できる限り，(1)に基づく申請に関して適用する。
- (4) (1)に基づく申請後，命令が修正された場合は，(1)，(2)及び(3)は，適用できる限り，

当該修正された命令に関して適用する。

第72条 政府の大臣の申請によるライセンス等

(1) 特許付与の告示の公告日に始まる3年の期間又は第70条(1)に基づいて定められた他の期間の満了後の何時でも、政府の何れかの大臣は、第70条に定める1若しくは複数の理由により、特許に基づくライセンスが権利として利用可能であるという趣旨の登録簿への記入のための又は当該特許に基づく申請に特定する者にライセンスを付与するための申請を長官に行うことができる。また、長官は、これらの理由の何れかが立証されることに納得するときは、当該申請に従って命令することができる。

(2) 第70条(3)及び第71条は、適用できる限り、これらが第70条に基づく申請及び命令に関して適用する通り、本条に基づく申請及び命令に関して適用する。

第73条 第70条及び第72条に基づく申請手続

(1) 第70条又は第72条に基づく各申請は、申請人が必要とする命令の内容を明記するものとし、当該申請人の利害関係(存在する場合)の内容及び申請が基礎とする事実を述べた陳述書(所定の方法で立証される)を含むものとし、また申請人が特許所有者からライセンスを取得しようとしたが、当該ライセンスを合理的な条件で、かつ、合理的な期間内に取得できなかった旨を表示する証拠を添付しなければならない。

(1A) 長官は、次の場合において、申請人により請求されたときは、(1)にいう証拠なしで済ませることができる。

(a) 国家的緊急事態又はその他の超緊急事態が存在する場合、又は

(b) 公共の非営利的実施のためのライセンスの申請の場合

ただし、関係する特許所有者が速やかに、特許に基づくライセンスを長官に申請する申請人の意思について知らされていたことを条件とする。

(2) 長官が(1)にいう申請の検討により、命令を下すための一応の証明がされていることに納得する場合は、長官は、申請書の謄本を関係する特許所有者及び当該申請が行われた特許に利害関係を有すると登録簿から認められる他の者に送達するよう申請人に指示するものとし、公報に当該申請を公告する。

(3) (1)にいう申請に異議申立を希望する関係特許の所有者又はその他の何人も、所定の期間内に長官へ異議申立の通知を行うことができる。

(4) 本条に基づいて与えられた異議申立の通知は、関連する申請が異議を申し立てられた理由を述べた陳述書(所定の方法により立証される)を含むものとする。

(5) 異議申立の通知が本条に基づいて適法に与えられた場合は、長官は、当該申請人に通知するものとし、仲裁に関する第74条の規定に従うことを条件として、疑義について裁定する。

第74条 仲裁人に対する上訴及び付託

(1) 第70条、第71条又は第72条に基づく申請に従って長官が下した命令に対する上訴に関しては、法務総裁は、出廷すること及び代理を立てることができる。

(2) 申請が異議を申し立てられ、かつ、次の何れかの場合、すなわち、

(a) 当事者が同意する場合、又は

(b) 当該訴訟が長官の意見により書面審査を延長して審理し又は当該長官の下では適切に実

施することができない科学的又は現地の調査を必要としている場合は、長官は、何時でも全訴訟又は当該訴訟から生じる事実についての疑義又は争点については、全当事者が合意する仲裁人又は合意を欠く場合は長官が指名する仲裁人に対しこれを付託すべき旨を命令することができる。

(3) 本条に基づいて全訴訟が付託される場合は、(裁判所の裁定を求める仲裁人による陳述書に関する)1954年仲裁法第35条は、当該仲裁には適用しない。ただし、当事者が仲裁人による裁定が行われる前に別段の合意をしない限り、裁判所への上訴は当該裁定に対して成立する。

(4) 事実に関する疑義又は争点が本条に基づいて付託された場合は、仲裁人は、長官にその認定結果を報告しなければならない。

第75条 ライセンスに関する補充規定

(1) 本法に基づくライセンスの付与に関する如何なる命令も、他の施行方法を害することなく、特許所有者及び他の必要な全当事者が作成した証書であって当該命令に従ってライセンスを付与されたものとしての効力を有する。

(2) 登録簿への記入に関する第70条、第71条又は第72条に基づく申請により、第68条に基づく特許所有者の申請による特許に関する記入の履行を妨げる筈の契約に拘らず、関連する特許に基づくライセンスが権利として利用可能である趣旨の命令を出すことができる。また、当該命令は全ての目的のために第68条に基づく申請に従って行われる記入と同様の効力を有する。

(3) 第70条、第71条又は第72条に基づく申請に従って下される如何なる命令も、欧州経済共同体を設立する条約又はTRIPS協定と矛盾して行ってはならない。

第V部 アイランドの国の事業のための発明の使用

第76条 発明，出願又は特許の政府の大臣に対する譲渡

(1) 如何なる発明者，特許の如何なる出願人又は所有者も（有価約因のため又は有価約因なしの何れかで）政府の大臣に対し発明，その特許出願，又はこれについて取得された特許又は取得されるべき特許の発明の利益における持分又は利益の全部若しくは一部の譲渡を行うことができ，当該大臣はアイランドの代理で当該譲渡を引き受けることができる。また，政府の大臣が当該譲渡を引き受ける場合は，当該大臣はアイランドの代理で次の事柄の全て若しくは一部を行い，又は該当する場合は，行うことに参加することができる。すなわち，

(a) 当該発明を開発し，かつ，遂行すること

(b) 会社若しくは人的非法人組織を設立し又は発起して，当該発明を開発し，かつ，遂行すること

(c) 財務大臣の同意を得て当該大臣が適切と認める条件により当該特許出願若しくは特許を販売し若しくは貸渡し又は当該出願若しくは特許に基づくライセンスを許諾すること

(d) 会社若しくは人的非法人組織を設立し又は発起して，当該発明を商業的に実施すること

(e) 当該出願又は特許の維持若しくは保護に必要な又はその他これらの所有権に付随する全ての事柄を行うこと

(2) 政府の各大臣は，各年4月1日前にアイランド議会の各院に，前年12月31日に終了する年度中に(1)(c)若しくは(d)により当該各大臣に付与された幾つかの権限について，及び当該各大臣が公共の利益であるとみなすときは，その限りにおいて，(1)(a)，(b)又は(e)により付与された権限の何れか又は全てについて，当該各大臣による各権限行使(存在する場合)に関する報告書を提出する。

(3) 本条に基づいて所轄大臣が被る全ての支出は，財務大臣が認可する範囲までアイランド議会により提供された金銭から支払われるものとする。

第77条 アイランドの国の事業のために発明を使用する権利

(1) 特許及び特許出願は，事実上個人に対するのと同じ効力を国に対して有する。ただし，政府の何れかの大臣は，自身で又は書面で当該大臣が授権した幹部職員，一般職員若しくは代理人，又は特許出願を行った後の何時でも自己の代理で行動するその他の者により，アイランドの国の事業のため，出願人又は特許所有者の同意なしに，当該出願又は特許の主題である発明に関してアイランドにおいて次の行為の何れも行うことができる。

(a) 発明が製品である場合は，当該製品を製造し，使用し，輸入し若しくは貯蔵し，又は何人かに当該製品を譲渡し若しくは販売し又は譲渡若しくは販売の申出をすること

(b) 発明が方法である場合は，当該方法を使用し，その方法により直接的に得た製品について(a)にいう事柄を行うこと

(c) 当該発明の不可欠の要素に関して，発明を実施するための手段を何人かに提供し又は提供の申出をすること

(2) 出願又は特許の主題である発明に関して(1)によりなされた如何なる事柄も，以後本条及び第78条において「発明の使用」といい，当該事柄をなすことは関係する出願若しくは特許の侵害としてはならないものとする。

(3) 本条に基づく発明の使用は，当該発明の使用の前後の何れでも財務大臣の承認を得て，

政府の何れかの大臣と当該発明に関する特許出願人又は特許所有者との間で合意される条件に従って、又は、合意を欠く場合は以下に定める方法により設定される条件に従うことを条件とする。また、当該出願人若しくは特許所有者と政府の大臣以外の者との間で締結される契約又はライセンスの条件は、アイルランドの国の事業のための当該発明の使用を妨げ又は規制するものであってはならない。

(4) 特許若しくは特許出願の主題である発明が出願日前又は優先権が主張された場合は当該出願の優先日前に、政府の何れかの大臣により適法に書類に記録され、又は当該大臣により若しくはその代理で審理された場合(当該発明が関連する特許出願人又は特許所有者により直接又は間接に連絡されていなかった場合)は、政府の何れかの大臣又は当該大臣が書面で授権した幹部職員、一般職員若しくは代理人は、記録され又は審理された当該発明については、当該出願又は特許の存在に拘らず、当該特許出願人又は当該特許所有者に対しロイヤルティ若しくはその他の支払なしにアイルランドの国の事業のために、これを使用することができる。また、当該大臣の意見により、当該出願人若しくは場合に応じて特許所有者に対し当該発明を記録した書類又は当該発明についての審理の証拠を開示することが公共の利益を害する筈のときは、当該開示については、当該出願人若しくは特許所有者の代理で又は相互に合意する独立の専門家に秘密裡にこれを諮問することができる。

(5) 本条に基づく政府の大臣の権限により又は当該権限をもって発明が使用される場合は、そのように使用することが公共の利益に反することが当該大臣に認められない限り、所轄大臣は発明に関係する特許出願人又は特許所有者(存在する場合)に当該使用が開始された後速やかに通知し、かつ、この者が随時合理的に請求する使用の範囲についての情報をこの者に提供するものとする。

(6) 本条又は本条の条件に基づく発明の使用に関する若しくは関連する紛争、又は(4)にいう記録の存在若しくは範囲又は審理に関する紛争が生じた場合は、当該事項は裁判所に裁定を付託するものとし、当該裁判所は、紛争から生じる事実の全体的事項又は疑義若しくは争点をその指示する条件に基づいて仲裁人による審理に付託する権限を有する。紛争を解決するに当たり、裁判所又は仲裁人は、当該発明の特許出願人若しくは特許所有者(存在する場合)又は当該特許出願若しくは特許に利害関係を有するその他の者が当該特許出願又は特許に関してアイルランドから直接若しくは間接に受けた利益又は補償を考慮する権原を有する。

(7) 本条に基づく如何なる訴訟においても、当該訴訟の当事者である政府の大臣は、

(a) 特許の取消を申請することなしに、関係する特許の有効性を争うことができる。

(b) 特許所有者が当該訴訟の当事者であるときは、第 58 条に基づいて特許を取り消すことができる理由により、当該特許の取消を申請することができる。

(8) 本条の規定に基づいてアイルランドの国の事業のために発明を使用する権利には、アイルランドの国の事業のために必要としない当該権利に従って製造された製品を譲渡し、販売し又は譲渡若しくは販売の申出をする権限が含まれる。

(9) 本条により付与された権限を行使して譲渡し又は販売した製品を取得した者及びこの者を通して権利を主張する者は、アイルランドの代理で所有する特許に従って行われたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権限を有する。

(10) 本条において「アイルランドの国の事業」とは、国庫が負担若しくは支出する資金又はアイルランド議会により若しくは 1941 年地方自治体法の適用上の地方自治体により提供された資金を財源とする事業をいう。

第 78 条 第 77 条に従う発明の使用；補充規定

(1) (2) (a)に基づく命令が効力を有する期間中、政府の大臣又は第 77 条に基づいて政府の大臣が授権した者が発明に関して行使し得る権限には、当該大臣にとって必要かつ便宜と認められる次の目的のために、発明を使用する権限が含まれる。

- (a) 社会生活に必須の供給と役務の維持のため
- (b) 社会福祉に必須の十分な供給及び役務を確保するため
- (c) 農業を含む商業及び産業の生産性を促進するため
- (d) 社会の利益に資するために最善に計画された方法により社会の全資源を使用に供し、かつ、使用することを一般に保証するため
- (e) 被害の救済並びに重大な災難におかれたアイルランド以外の何れかの国又は領域における必須の供給及び役務の回復及び流通を支援するため、又は
- (f) 公共の安全及び国家の保全を保証するため

(2) (a) 例外的な状況が存在するために(1)により与えられた権限を行使することが社会の利益上望ましい旨が政府の意見である場合は、命令により当該権限を行使する旨を宣言することができる。

(b) (a)に基づく命令が現に効力を有し、政府の意見が同号にいう例外的状況は最早存在しない旨の場合は、命令により頭書に述べた命令を取り消すものとする。

第 VI 部 特許出願及び特許の契約条件における所有権

第 79 条 特許出願及び特許の性質

第 80 条に従うことを条件として、所有権及び動産の移転に適用する法律の原則は、他の債権に関して適用する通り、特許出願及び特許に関しても適用する。

第 80 条 特許出願及び特許の共有

(1) 特許が 2 以上の者により出願され又は付与された場合は、これらの各人は、別段の合意が有効でない限り、特許出願又は場合に応じて特許において共同して同等かつ未分割の持分を有する権原があるものとする

(2) 本条の規定に従うことを条件として、2 以上の者が特許出願人若しくは特許所有者として登録簿に登録される場合は、別段の合意が有効でない限り、これらの各人は、この者自身の利益のために関係する発明に関して他を考慮することなしに、本項とは別に、関係する特許出願又は特許の侵害となる如何なる行為についても、自身で又はその代理人により、これを行う権原を有する。

(3) 現に有効な合意に従うことを条件として、特許又は公開特許出願に基づくライセンスは許諾されないものとし、特許又は当該出願における持分については、ライセンサー若しくは譲渡人以外の当該特許出願人若しくは特許所有者として登録簿に登録された全員が同意する場合を除き、これを譲渡してはならないものとする。

(4) 本条の規定に従うことを条件として、2 以上の者が特許出願人若しくは特許所有者として登録簿に登録された場合は、他の何人も、これらの者の 1 に対し、関係する発明の不可欠の要素に関する手段を、当該発明を実施するために提供することができる。また、本条によるこれらの手段の提供は、特許出願又は特許の侵害にはならないものとする。

(5) 製品に関する特許の出願人又は所有者として登録された 2 以上の者の 1 により当該製品が販売された場合は、購入者及び購入者を通じて主張する者は、当該製品が製品に関する特許の単独の出願人又は単独の所有者により販売されたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権原を有する。

(6) (1) 又は (2) における如何なる事項も、管財人若しくは死亡した者の人格代表者の相互の権利若しくは義務、又はこれらの者の権利若しくは義務自体に影響を与えないものとする。

第 81 条 特許を受ける権原の決定等

(1) 何人も、裁判所に法律の運用又はその他により、この者が(単独又は他の者と共同で)ある発明に対してアイルランドで付与された又は付与されるべき特許を受ける権原があるか否かの疑義を裁判所に付託することができる。また、裁判所は、その裁定に効力を付与するための便宜であるとみなす命令(配分の命令を含む)を制定することができる。

(2) 裁判所は、本条に基づく付託により、又は宣言的若しくは他の管轄権の行使において、当該特許付与の日に始まる 2 年間の終了後に当該付託がなされたか又は訴訟が提起されたときは、特許が当該特許を受ける権原のない者に付与されたか否かの疑義を裁定してはならない。ただし、特許所有者として登録された者が、当該付与の時又は場合に応じて特許の自己への移転若しくは譲渡の時に自己が特許を有する権原のないことを知っていたことが証明された場合はこの限りでない。

(3) 本条に基づく命令は、管財人若しくは死亡した者の人格代表者の相互の権利若しくは義務、又はこれらの者の権利若しくは義務自体に影響を与えるように制定してはならない。

(4) 裁判所が、本条に基づく付託により又は宣言的若しくは他の管轄権の行使において、特許を付与される権原のない者(単独であるか他の者と共同であるかを問わない)に特許が付与されたことを認め、かつ、第57条に基づいて行われた申請により、裁判所又は長官が、その者がそれに権原を有さないとの理由により、当該特許の条件付き若しくは無条件の取消命令を行ったときは、裁判所又は長官は、当該申請人又はその権原承継人が、次の事項に対し、新規の特許出願をすることができる旨を命令することができる。

(a) 無条件の取消の場合は、当該特許明細書に含まれる事項全体、及び

(b) 条件付きの取消の場合は、裁判所又は長官の意見により第38条に基づく訂正により明細書から除外すべき事項

また、当該新規の出願が行われたときは、その出願は、当該付託又はその他の手続が関係する特許出願の出願日に提出されたものとして扱い、優先権の利益を有する。

(5) 新規の特許出願は、原特許出願の内容を超えて拡大する主題に関しては(4)に基づいて出願することが許可されないものとする。

第82条 所有権変更の効果

(1) 何れも移転の直前に当該特許における所有の利益を有さなかった1又は複数の者に当該特許を移転させる裁判所の命令の結果、特許の所有権の完全な変更があった場合(特許を付与される権原を有さない者に当該特許が付与されたという理由で)は、(2)に従うことを条件として、関連する特許につき当該移転の直前に効力を有したライセンス及びその他の権利は、当該特許に権原を有した者の名称を登録簿に登録した時点で、失効する。

(2) (1)にいう命令がされた場合は、長官は、当該命令をした旨を関連する特許所有者として登録された者及び長官が知るライセンシー(存在する場合)に対し通知する。また、当該特許所有者又は善意で行動する当該ライセンシーが、当該命令がされる手続が開始される前にアイルランド内で当該発明を実施していたか又はそうするために効果的かつ真摯な準備を行っていた場合において、その者が、所定の期間内に名称が登録簿に登録された新規の特許所有者からの当該特許に基づく非排他的ライセンスを請求するときは、そのときに限り、当該実施を継続することができる。

(3) (2)に基づいて許諾されたライセンスは、合理的な期間及び合理的な条件に従うものとする。また、関係する当事者間の合意を欠く場合は、ライセンスの条件は長官が決定する。

第83条 契約における一定の条件の取消

(1) 特許出願若しくは特許の主題である製品若しくは方法の販売若しくは貸渡、又は製品若しくは方法を使用し若しくは実施するライセンスに関する契約に、直接又は間接に次の通りになる条件を含めることは、適法でないものとする。

(a) 特許出願又は特許の主題であるか否かに拘らず、何れの場合でも契約の当事者若しくはその被指名人以外の者が供給し又は所持する製品若しくは方法を契約の当事者が使用することを妨げ又は制限すること

(b) 特許出願又は特許の主題でない製品をその他の当事者から取得することを当該当事者又はその被指名人に要求すること

また、如何なる当該条件についてもその様に含まれるときは、これを無効とする。ただし、次の場合は、本項を適用しない。

(i) 当該条件に依拠するよう求める当事者が、当該条件により拘束される当事者は(a)及び(b)に規定される条件なしに合理的な条件で関連の製品を購入するか又は製品が関係する貸渡若しくはライセンスを取得するかを選択権を契約の発効時に有したことを、証明した場合、及び

(ii) 当該契約の残存期間について、相手方当事者に書面により3月の事前通知を与えることにより、かつ、所轄大臣が指名した仲裁人により確定される、購入の場合はその金額であり、又は貸渡若しくはライセンスの場合はその賃貸料若しくはロイヤルティである、救済に対する報酬を支払うことにより、当該条件を遵守する責任から自己を救済する権原を、当該条件により拘束される契約の当事者に対し、当該契約が付与する場合

(2) 本法に基づく訴訟において、何人も(1)のただし書(i)に基づいてこの者に提供された条件の合理性に関しこの者が承認を与えたという理由のみにより救済を申請又は取得することを禁反言で禁止してはならない。

(3) 契約の締結時に1若しくは複数の特許出願又は1若しくは複数の特許の主題である製品若しくは方法を使用し又は実施するライセンスのための契約、又は当該ライセンスの貸渡に関する契約は、当該製品又は方法を保護した当該特許若しくは該当する場合の全ての特許、又は当該出願から生じる特許が効力を終えた後の何時でも、当該契約又はその他の契約に反する事柄が含まれるにも拘らず、契約の相手方当事者に書面で3月の事前通知をすることにより、契約の何れかの当事者が終了させることができる。

(4) 本条により無効である条件が特許所有者又は特許出願人により契約に含められたものについては、契約が関係する当該特許又は出願について当該契約が効力を有する間に提起された侵害訴訟に対する抗弁として、これを利用し得るものとする。

(5) 本条には次の如何なる事柄も存在しないものとする。

(a) 特定の者の商品以外の商品の販売を何人かが禁止される契約の条件に影響を与えること、又は

(b) 本条は別にして無効である契約を有効であると解釈すること、又は

(c) 本条とは独立して行使し得る契約又は契約の条件を定める権利に影響を与えること、又は

(d) 契約の当事者が修理する必要がある当該製品の新規部品を供給する権利を自己又はその被指名人に留保する契約であって、特許出願又は特許の主題である製品の貸渡契約又はその製品を使用するライセンスの契約における条件に影響を与えること

第 VII 部 特許登録簿；登録簿の証拠，書類等

第 84 条 特許登録簿

- (1) 公開された特許出願，有効な特許，特許及び公開された出願の譲渡及び移転の詳細事項，並びに特許及び公開された出願に基づくライセンスの詳細事項，並びに本法により又は基づいて当該登録簿に登録することを要求される全ての事項の通知及び長官が適切と認める公開された出願並びに特許の有効性若しくは所有権に影響を与えるその他の事項の通知を登録する特許登録簿として知られる登録簿は，庁において継続して保管する。
- (2) 全て都合のよい時に公衆の閲覧に供するため，及び所定の手数料を納付して請求する者に登録簿の登録事項の謄本を与えるため，本条に基づく規則により，登録簿又は登録簿における登録事項若しくは登録事項の複製に関する規定を制定することができる。
- (3) 本条に基づく規則により，書面，印刷，石版印刷，写真，電磁機器若しくは電子機器又は情報を保持し，蓄積し又は複製する他の方式の手段によるか否かに拘らず何れかの方式により作成し保存する登録簿，登録簿の登録事項及びその複製について規定を制定することができる。
- (4) 登録簿は，本法により又は基づいて記入を求められ又は許可された何れの事項についても一応の証拠とされるものとする。
- (5) 信託の通知は，それが明示的，黙示的又は推定的であるか否かに拘らず，登録簿に登録してはならない。また，長官は当該通知によって影響されないものとする。

第 85 条 特許出願及び特許の譲渡等

- (1) 何人かが譲渡若しくは移転，法律の運用又はその他の移転方式により，公開された特許出願若しくは特許における利益又は当該出願若しくは特許における持分について権原を有することになった場合，又は譲渡抵当権者，ライセンシー若しくはその他として，当該出願若しくは特許の他の利益について権原を有することになった場合は，その者は所定の方法により長官に対し出願人若しくは共同出願人，特許所有者若しくは特許共有者としての権原又は場合に依じて自己の権利についての通知の登録簿における登録を申請するものとする。
- (2) 譲渡により，公開された特許出願若しくは特許，又は当該出願若しくは特許の持分について権原を有することになった者，又は譲渡抵当権，ライセンス若しくはその他の証書により，当該出願又は特許のその他の利益について権原を有することになった者の権原の登録簿への登録申請については，譲渡人，譲渡抵当権設定者，ライセンサー又は譲渡を行う証書の相手方当事者により，所定の方法でこれを行うことができる。
- (3) (1)又は(2)により何人かの権原の登録申請が行われる場合は，長官は，納得する権原の証明に基づいて，
 - (a) この者が公開された特許出願若しくは特許，又は当該出願若しくは特許の持分に権原を有することに納得する場合は，この者を特許出願人若しくは共同出願人，又は当該特許所有者若しくは特許共有者として登録簿に登録し，権原の由来の証書又は事実の詳細を記入する。又は
 - (b) この者が当該出願若しくは特許のその他の利益に権原を有することに納得する場合は，この者の権利の通知について，これを創設した証書(存在する場合)の詳細と共に記入する。
- (4) 譲渡抵当権，ライセンス又はその他の証書により，公開された特許出願又は特許におけ

る利益を何人かが有する旨の登録簿への登録については、当該特許出願人又は当該特許所有者として登録された者により所定の方法で申請が行われ、当該利益が終了したことに長官が納得したときは、長官は、これを取り消すことができる。長官がこれに納得する場合は、当該登録の取消を登録簿に注記する。

(5) 特許出願の共有及び特許の共有に関する本法の規定に従うことを条件として、かつ、通知が登録簿に登録された他の者に付与された権利にも従うことを条件として、特許出願人又は特許所有者として登録された者は、当該出願又は特許に基づくライセンスを譲渡し、付与し、又はその他、当該出願若しくは特許を処分する権限を有し、また、当該譲渡、許諾若しくはその処分に対する対価の有効な受領書を与える権原を有する。ただし、当該出願又は特許に関する衡平法上の権利は、他の動産に関して生じる衡平法上の権利と同様に強制することができる。

(6) 本法に基づく規則により、当該証書、ライセンス及びその他所定の書類の謄本を庁へ提出するために本条の適用上、長官へ提出することを要求することができる。

(7) 第 86 条に基づく登録簿を訂正すべき旨の申請を除き、(3)に基づいて登録簿へ登録されなかった書類は、裁判所が命令するときのみ、当該裁判所において特許出願若しくは特許に対する何人かの権原、又は特許出願若しくは特許の持分又は権利についての証拠として認められるものとする。

(8) 特許が付与される前は何時でも、所定の方法により作成された請求により、出願人又はその他の各出願人が行う譲渡若しくは契約により、又は第 81 条に基づく裁定により、当該特許が付与されたならば、請求人が特許に対し又は特許出願人の利益に対し又は当該特許若しくは当該利益の未分割の持分に対して権原を有する筈であったことに長官が納得する場合は、長官は、その出願については、要求される場合に依じて、請求人の名称、又は当該請求人及び出願人の名称、又は当該他の各出願人の名称において、これを処理すべき旨を指示する。ただし、他の共同出願人の各人が同意する場合を除き、2 以上の共同特許出願人のうちの 1 が行う何らかの譲渡又は契約により、如何なる前記の命令も行ってはならないものとする。

第 86 条 登録簿を訂正する裁判所の権限

(1) (7)に従うことを条件として、裁判所は、登録簿に挿入されず又は記入の不作為若しくは十分な根拠なく登録簿に記入され又は登録簿に不正な記入が残され又は登録簿の記入に誤記若しくは欠陥があることにより不服と思う者の所定の方法による申請により、適切と認める記入を行い、記入を抹消し若しくは変更を命令することができる。

(2) 裁判所は本条に基づく手続において登録簿の訂正に関連して裁定することが必要又は便宜である疑義について裁定することができる。

(3) 本条に基づく申請の所定の通知は長官へ送られるものとし、長官は裁判所に出廷し、かつ、そのときに審理を受ける権利を有し、また、当該裁判所がその旨を命令するときは出廷しなければならない。

(4) 裁判所が別段の命令をしない限り、長官は、裁判所に出廷し、かつ、審理を受ける代わりに、争点となる事項に関する自己の処理若しくは同様の事項に影響する自己が与えた決定の理由、又は同様の事例についての庁の慣行、又は当該争点に関係する事項の詳細であって、長官としての知見の範囲内で自己が適切と認めるものを示す自らが署名した陳述書を裁判所に提出することができる。また、当該陳述書は当該訴訟において証拠の一部を構成するもの

とみなす。

(5) 特許出願若しくは特許の登録又は移転に詐欺行為がある場合は、長官は、本条に基づいて自己の職権で裁判所に申請を行うことができる。

(6) 登録の訂正についての裁判所の如何なる命令も、所定の方法により長官への当該訂正の通知の送達について定める。また、当該通知の受領により長官は、当該通知が関係する命令の条件に従って登録を訂正する。

(7) 本条に基づく(長官による申請以外の)如何なる申請も、申請人の選択により最初に長官へ行うことができる。また、このような場合は、長官は本条に基づいて当該事項を決定する裁判所の全ての権限を有する。

第 87 条 長官の証明書及び証拠書類の認証謄本

(1) 本法により又は本法に基づいて制定された規則により長官が履行することを授權されている登録、事項又は事柄につき長官の管理下にある証明書は、行われた登録及びその内容について、又は該当する場合は登録した若しくは登録せずに残された事項若しくは事柄についての一応の証拠とする。

(2) 長官又は長官の幹部職員が証明し、長官の印章を押捺した謄本若しくは抄本、及び庁における特許出願、特許若しくはその他の書類又は帳簿の謄本若しくは抄本、又は庁の保管になる登録簿の謄本若しくは抄本は、追加の証明又は原本を提出することなく、全ての法的手続において一応の証拠として認められるものとする。

第 88 条 特許出願及び特許に関する情報及び閲覧

(1) 第 28 条に基づく特許出願の公開後、長官は、所定の方法により請求され、かつ、所定の手数料が納付されたときは、当該請求人に所定の情報を与えるものとし、その者に、所定の制限に従うことを条件として、当該請求書に特定された出願又は当該出願により付与された特許に関する書類の閲覧を許可する。

(2) (3)に従うことを条件として、特許出願が第 28 条により公開されるまで、当該出願を構成し又はこれに關係する書類若しくは情報は、出願人の同意なく長官が公開し又は何人かに伝達してはならないものとする。

(3) (2)は、長官の次の履行を妨げるものではない。

(a) 欧州特許条約に基づいて欧州特許庁へ送達する義務のある情報を同庁へ送付すること、又は

(b) 未公開の特許出願について所定の書誌的情報を公開し又は伝達すること、又は

(c) 未公開の特許出願が取り下げられたか否か又は取下とみなすか否かについての情報を与えること

第 89 条 調査の請求

長官は、所定の方法により、かつ、所定の手数料を納付して請求した者に、当該請求人が指定し、現に本条の適用上規定されている書類の範疇の中で製品、方法又は器具に関する調査をさせることができる。また、この調査結果をその者に提供させることができる。

第 VIII 部 長官又は裁判所に対する手続

第 90 条 長官による裁量権の行使

本法により又は基づいて長官に裁量権が与えられている場合は、長官は、特許出願人、特許所有者又は長官に対する手続の当事者に当該裁量権の行使について審問を受ける機会を与えることなく、当該出願人、所有者又は当事者に不利に当該権限を行使してはならない。

第 91 条 費用及びその担保

- (1) 長官は本法に基づいて自己が扱う手続において自己が合理的と認める費用(存在する場合)について当事者への支払を命令し、如何なる方法により及び如何なる当事者が当該費用を支払うべきかを命じることができる。また、当該命令は裁判所の規則とすることができる。
- (2) 本法に基づいて長官へ異議申立を通知し、又は特許の取消若しくは特許に基づくライセンスの許諾を申請し、又は本法に基づく長官の裁定に対する上訴の通知を受けた当事者の何れかが、アイルランド又は所定の他国に居住せず又はその地で事業を行わない場合は、長官又は上訴の場合の裁判所は、当事者に当該手続の費用に対し担保の提供を要求することができる。また、本項に基づく要件に従わないときは、長官又は該当する場合の裁判所は、当該異議申立、申請又は上訴は放棄されたものとして扱うことができる。

第 92 条 長官に提出する証拠

- (1) (1996 年商標法及び 2001 年意匠法に基づく手続を含み)本法又はその他の法規に基づいて長官の処理する手続において、別段の指示がない場合は誓約書により証拠を提出しなければならない。ただし、長官がそうすることを正当と認める場合は、長官は、当該誓約書による証拠に代え又はこれに加えて口述証拠を採用することができる。
- (2) (1)に従う誓約書は、上訴の場合は、宣誓供述書による証拠に代えて使用することができる。ただし、そのように使用の場合は、当該誓約書は、宣誓供述書による証拠の全ての付随条件及び結果を有するものとなる。
- (3) 長官は、本法により又はその他の法規により自己に与えられた職能の目的で、次の事柄の全て又は何れかをなすことができる。
 - (a) 証人を自己の面前に召喚すること
 - (b) 自己の面前に証人を出頭させ(自己が執行する権限を有する)宣誓又は確約をさせた上で尋問し、又は宣誓若しくは確約の上で尋問することを許可すること
 - (c) 提出することが自己の権限内である当該手続に関連する書類を自己に提出するよう証人に要求すること
 - (d) 誓約書により若しくは口頭で与えられた証拠の代わりに又はこれに加えて宣誓供述書若しくは他の宣誓証言による証拠の提出を許可すること
- (4) 本条に基づく証人喚問状は長官が署名する。
- (5) 長官に召喚された証人は、裁判所に召喚された証人であるのと同じ免責及び特権を付与されるものとする。
- (6) 何人も、
 - (a) 長官の面前に証人として適法に召喚され、その出頭を怠る場合、又は
 - (b) 証人として出頭した場合は、長官が適法に要求する宣誓若しくは確約を拒絶し、又は提

出すことが長官の権限内であって長官がこの者に提出するよう要求した書類の提出を拒絶し、又は長官が答弁を正当に要求することができる質問に答弁することを拒絶する場合は、この者は有罪とし、陪審によらない有罪判決により 1,000 ポンド以下の罰金に処せられるものとする。

第 93 条 長官に対する弁論権

本法に基づき長官が扱う手続の当事者は、弁護士若しくは事務弁護士又は第 X 部の趣旨の範囲内で登録簿に現に登録されている特許代理人の代理によることができ、又は自身で長官の面前に出頭し、又は第 106 条(3)が適用される者であって当該当事者が自己の代理を希望するその他の者の代理によることができる。

第 94 条 特権付通信

(1) 本条が適用される通信は、顧客及び事務弁護士間の通信がアイルランドの裁判所が扱う手続において免除されるのと同じ範囲まで手続(欧州特許条約又は PCT 条約に基づく長官又は所轄当局が扱う手続を含む)における開示を免除される。

(2) 本条は、発明、特許、意匠若しくは技術情報の保護に関する如何なる事項又は詐称通用を意味する如何なる事項に関しても、次の通信に適用する。

(a) ある者又はこの者の代理として行動する者と事務弁護士又は特許代理人若しくはこの者の代理として行動する者との間での通信、又は

(b) 何人も事務弁護士又は特許代理人に説明する目的で求める情報を入手する目的での又はこの情報の請求に答えるための通信

(3) 本条でいう「特許代理人」とは、次の者をいう。

(a) 特許代理人登録簿に特許代理人として登録されている者

(b) アイルランドにおいて特許代理人として適法に営業中の会社又はパートナーシップ

(c) 第 106 条(3)が適用される者、又は

(d) 第 125 条(1)又は(3)に記載の条件を充足する者又はパートナーシップ

第 95 条 裁判所補佐人

(1) 特許の侵害若しくは取消の訴訟若しくは手続又は本法に基づくその他の手続において、裁判所は適切と認めるときは、当該手続の全当事者の請求に基づき裁判所の意見により特別に適格とされた裁判所補佐人の助力を求めることができ、また助力を求めるものとし、かつ、その者の助力を得て事件の全部又は一部を審理する。

(2) 最高法院は、適切と認めるときは、特許出願又は特許に関して同法院が扱う如何なる訴訟においても、前記裁判所補佐人の助力を求めることができる。

(3) 本条に基づいて裁判所補佐人に支払うべき報酬は、これがある場合は、裁判所又は該当する場合の最高法院が決定するものとし、本法の執行での当該大臣により負担される支出の一部として支払われる。

第 96 条 長官の裁定に対する上訴

(1) 裁判所への上訴は、第 22 条(2)又は第 28 条(5)に基づく裁定以外の長官の裁定又は命令に対して成立する。

- (2) 公開されなかった特許出願に関する本法に基づく上訴は、非公式に審理されるものとする。
- (3) 本法に基づく如何なる上訴においても、長官はその裁定を擁護して、出廷すること又は代理を立てること、かつ、聴聞を受けることができるものとし、また、裁判所に指示されたときは、出廷しなければならない。
- (4) 本法に基づく如何なる上訴においても、裁判所は、当該上訴が提起された手続において長官が行使できた筈の如何なる権限も行使することができる。
- (5) 本法に基づく上訴を遂行するための裁判所規則には、裁判所を補助する科学顧問を指名するための及び当該顧問の職能を規制するための規定を含めることができる。また、当該科学顧問の報酬は、アイルランド議会が提供する金額から支払われる。
- (6) (a) 本法に別段の定めがある場合を除き、かつ、(b)に従うことを条件として、裁判所の許可による場合を除いて、長官の命令若しくは裁定に対して提起された上訴は、上訴された当該命令若しくは裁定の日に始まる 3 月の期間内に裁判所に通知が与えられない限り、受理されないものとする。
- (b) 長官の命令又は裁定の、長官の裁量権の行使による理由陳述書が所定の方法で、かつ、所定の期間内に訴訟当事者により請求されている場合は、3 月の期間は当該陳述書がその請求当事者に提供された日に始まるものとする。
- (7) 本条に基づく裁判所の決定に対する最高法院への上訴は、法律上の疑義に限り成立するものとする。
- (8) 本法に基づく上訴において、長官は報酬を受けてはならず又は費用の支払の命令を受けないものとする。

第 IX 部 長官：補充規定

第 97 条 長官の任命

(1) (a) 政府は、時機に応じて 1 の者を 5 年任期で、長官の公職に任命するものとし、その条件は当該任命時に政府が定めるものとする。

(b) (a) に基づいて任命されたがその任期が職務から罷免される理由以外で満了する者は、再任に適格とする。

(c) (a) 及び(b)に拘らず、長官の公職に任命された者は、65 歳に達した時に退任するものとする。

(d) (a), (b) 及び(c)を害することなく、本条施行の直前に長官の公職にある者は、その者の同職への任命時に政府が定めた労齡退職手当又はその他の手当若しくは功勞賜金に関する条件を含み、それと同じ条件で同職を保持する。

(2) 長官は財務大臣が定める報酬を受領する。

(3) 長官が任命時に健康状態良好であることを条件とし、かつ、人事院総裁からの証明書なしで任命されるにも拘らず、長官はその任期中はアイルランドの公務に雇用されているものとみなす。

(3A) 庁舎は大臣が随時指定するアイルランドにおける場所に所在し、長官職の職能については、大臣が随時書面で特定する例外に従うことを条件として、これを同場所において遂行しなければならない。

(4) 長官が一時的に職責の履行が不可能となり又は公職が空席となった場合は、所轄大臣は当該職責の不能又は空席の間、長官の職責を遂行する者を任命することができる。また、任命された各人は、当該任命が有効である限り、本法に基づく及び法律が別途に定める通りの長官の全ての権限を有するものとし、所轄大臣が財務大臣の認可を得て指示する報酬を受領する。

(4A) (1) に拘らず、政府は、健康状態不良により若しくは明白に規定された不正行為のために長官の職責の効果的遂行ができなくなった者又はその者の罷免が政府にとり長官の職能の効果的遂行のために必要と認める者を長官職から罷免することができる。

(5) 本法又はその他の法律に基づいて長官により又は長官に対してなすよう指示された如何なる行為又は事柄も、大臣が授権した幹部職員により又は幹部職員に対してなすことができる。

(6) (5) に基づく授権は、

(a) 所轄大臣が特定する命令に従うことを条件として、行うことができ、かつ

(b) 何時でも所轄大臣により修正し又は取り消すことができる。

第 98 条 長官の幹部職員の任命

(1) 長官の幹部職員は、所轄大臣により任命されるものとし、当該大臣が財務大臣の許可を得て必要とみなす数の幹部職員とするものとし、それらの者は財務大臣が許可する条件で公職を保持し、金額及び方法により報酬を受けるものとする。

(2) 長官及びその幹部職員の給与又は報酬及び財務大臣が許可する本法を執行するためのその他の支出は、アイルランド議会が提供する金銭から支払われる。

(3) 本条の施行直前に長官の幹部職員であった者は(本法の規定に従うことを条件として)そ

の時までと同じ条件で本法に基づいて公職を継続する。

第 99 条 手数料

(1) 財務大臣の許可を得て所轄大臣が随時定める手数料は、特許の出願及び付与並びに更新に関する事項、又は長官の職能の範囲に該当するものとして法が定めるその他の事項に関して長官の請求により支払われるものとする。

(2) 本条に基づいて長官が請求する全ての手料は、財務大臣の同意を得て所轄大臣が定める方法により徴収され、かつ、計上されるものとする。

(3) 1879 年官公庁手数料法は、本条に基づいて納付を要する手数料には適用されないものとする。

第 100 条 公報及び情報の公告

(1) 長官は特許庁公報として知られる公報(本法では「公報」という)を定期的に発行するものとし、当該公報には、公報に公告するために本法又はその他の法律が指示する全ての事項、及び特許又は特許出願に関して長官が有用かつ重要と認める事項及び情報、及び本法又はその他の法律に基づいて長官が責任を有するその他の事項も含めるものとする。また、如何なる法規においても「工業及び商業所有権に関する公報」への言及は、それぞれ公報への言及を含むものと解釈する。

(2) 長官は公告の準備をすることができ、発明、意匠、特許、商標、著作権並びに特許及び商標出願に関して有用かつ重要と認められる事項、記録及び情報については、当該事項、記録若しくは情報がアイルランド内で又は他国から生じたか否かに拘らず、これを公告することができる。

(3) 長官は、法律により発行又は公告を指示された全ての書類の謄本を販売する規定を制定するものとし、長官が法律により公告することを授權されているその他の書類、情報又は記録の謄本の販売に関して便宜であるとみなす規定を制定することができる。

第 101 条 免除される一定の報告

本法により定められる場合又は所轄大臣が規定する場合を除き、本法又は長官が施行上の責任を有するその他の法規に基づいて行われた長官及びその幹部職員の報告は、公告しない又は公衆の閲覧に供さないものとし、如何なる法的手続においても提供又は閲覧の義務を有さない。ただし、当該法的手続において開示を命令する権限を有する裁判所又は幹部公務員が当該報告書の提供若しくは閲覧が正義のために望ましく、また許されるべきことを証明するときは、この限りでない。

第 102 条 長官は法務総裁に助言を求めることができる

長官は本法若しくは長官が施行上の責任を有するその他の法規の規定の施行から生じる疑義又は困難の場合は、当該事項につき法務総裁に助言を求めることができる。

第 103 条 年次報告

長官は本法及び長官が施行上の責任を有するその他の法規の執行に関し 12 月 31 日に終わる各年度の報告書を作成する。また、長官は報告書が関係する年度末に続く 6 月以内にアイル

ランド議会の各院に当該報告書を提出させるものとする。当該報告書は関係する年度につき前記本法若しくは法規に基づいて又はその適用上当該年度に制定された全ての規則の詳細、並びに全ての手数料、給与及び手当並びに当該法律若しくは法規に基づいて受領され支払われるその他の金銭の勘定の詳細を含むものとする。

第 104 条 就業時間及び非就業日

(1) 第 114 条に基づいて所轄大臣が制定した規則により、本法に基づく業務又は法律により長官の職能とされている他の業務若しくは何れかの種類の当該業務の公衆による取引の目的で、如何なる日でも庁を閉庁とみなす時間を規定することができ、また、当該目的で非就業日を規定することができる。

(2) 当該種類の業務に関して就業日の前記の規定された時間後又は非就業日である日に本法に基づいて行われた業務は、非就業日でない翌日になされたものとみなす。また、本法により何事かをなす期間が非就業日に満了する場合は、当該期間は非就業日でない翌日まで延長されるものとする。

第 X 部 特許代理人

第 105 条 委任された代理人が行う行為

(1) 第 109 条(2)又は第 114 条に基づく規則に従うことを条件として、特許若しくは特許に関する手続又は特許の取得に関連して何人かにより又は何人かに対し行為が本法に基づいて行われるべき場合は、当該行為は所定の方法により適法に委任されたその者の代理人(本法では「特許代理人」という)により又はその代理人に対しなすことができる。

(2) 特許代理人として行動することを(1)に基づいて他人により適法に委任された者は(特許代理人及び当該他人との間の何らかの契約における別段の規定に従うことを条件として)、長官及び当該他人に通知し、当該他人のために特許代理人として行動することを辞めることができる。

第 106 条 特許代理人であることの無権主張

(1) 本条の施行直前に特許代理人の登録簿として知られた登録簿は、継続して、それとして知られ、かつ、長官により保管されるものとする(本登録簿はこの部で「登録簿」という)。

(2) 本条の以下の規定に従うことを条件として、

(a) 収益のために行動する者は、単独か又は他人とのパートナーシップかの何れかで、この者が、登録簿に特許代理人として現に登録されていない限り、又は、特許代理人として自己を主張するパートナーシップの 1 員である場合はこの者及びその全パートナーが登録されていない限り、特許代理人として業務を行い、自己を表示し、若しくは自己を主張してはならず、又はそのように自己が表示され若しくは自己が主張されることを許してはならない。

(b) 収益のために行動する会社は、会社の全取締役、及び会社が取締役でない管理者を有するときは当該管理者が前記通り代理人として登録されない限り、前記通り代理人として業務を行い、自己を表示し、若しくは自己を主張し、又は自己が表示され若しくは主張されることを許してはならない。

(3) (2)に拘らず、ただし、(3A)から(3D)までに従うことを条件として、欧州共同体の構成国(アイルランド以外)において開業した者であって、当該国の法律に基づいて当該国において特許代理人として行動する資格を有する者は、

(a) 特許に関連して又は特許若しくはその取得に関する手続に関連して他人のために特許代理人として行動する事業を営むことができる。また

(b) 従って、第 105 条(1)にいう委任の対象となることができる。

(3A) (3)により、特許に関連して又は特許若しくはその取得に関する手続に関連してある者が長官に対して他人の代理として行動する最初の時機以前に、その者は、長官に次のことに関して定められた証拠を提出しなければならない。

(a) その者が欧州共同体の他の構成国において開業していること

(b) その者が当該国の法律に基づいて当該国において特許代理人として行動する資格があること

(c) 次の何れかが適切なこと

(i) その者の国籍、又は

(ii) その者が(3E) (b)における「者」の定義に該当すること

(3B) 特許に関連して又は特許若しくはその取得に関する手続に関連して他人の代理として

(3)に従って行動するに当たり、その者は、適用可能な職業的名称(存在する場合)を使用しなければならない。ただし、アイルランドにおけるその使用は、次の要件に従うことを条件とする。

(a) 当該名称は、(3)にいう構成国の公式言語又は公式言語の1により表現しなければならないこと、かつ

(b) 当該名称が表現される言語がアイルランドの公式言語でもある場合は、当該名称の使用は、その者が本法に基づいて登録された特許代理人である旨を表示するものと理解される虞があるものでないこと

(3C) 関係する名称の使用が当該人が特許代理人として開業している構成国の表示を伴うときは、それは(3B)(b)の十分な遵守となる。

(3D) 適用可能な職業的名称が存在しないときは、その者は、(3B)にいう通り行動するに当たり、その者が適用可能な資格を所持している旨を表示し、かつ、それら資格を(3)にいう構成国の公式言語又は公式言語の1により表現しなければならない。

(3E) 本条において、

「適用可能な職業的名称」とは、ある者に関して、(3)にいう構成国において特許代理人として行動するその者の資格により、その者が当該国において使用する権原を有する職業的名称をいう。

「適用可能な資格」とは、ある者に関して、その者が(3)にいう構成国の法律に基づいて、当該国において特許代理人として行動する資格を有するために所持しなければならない資格をいう。

「者」とは、

(a) 個人の場合は、欧州共同体の構成国の国民、及び

(b) 個人でない者の場合は、欧州共同体の構成国の法律に従って設立され、欧州共同体内に登録済事務所、中央管理機構又は主たる事業所を有する(欧州共同体を設立する条約第48条の趣旨の範囲内の)会社又は企業をいう。

(4) 死亡した特許代理人の法定の人格代表者は、死亡した特許代理人の事業若しくは業務を管理するために裁判所により委任され又は自己のために事業若しくは業務を管理することを委任された他人を雇用するときは、当該特許代理人の死亡から3年を超えない期間又は裁判所が許可する追加期間(存在する場合)、当該死亡した特許代理人の事業又は業務を履行することができる。

(5) 本条の規定に違反する者は有罪とし、陪審によらない有罪判決により、初犯の場合は500ポンド以下の罰金、及び累犯の場合は1,000ポンドの罰金に処せられるものとする。

(6) 1851年治安判事小法廷(アイルランド)法第10条(4)に拘らず、本条に基づく違法行為に対する訴訟は、当該違法行為の日から12月以内の何時でも提起することができる。

(7) 本法における如何なる規定も、特許に関連し又は特許若しくはこれの取得に関する手続に関連して事務弁護士がこれまで参加した本法に基づく訴訟への事務弁護士の参加を禁じるものと解釈してはならない。

(8) 特許代理人は、(法律上の資格のない者が報酬を得て一定の証書を作成することを禁じる)1954年事務弁護士法第58条に基づいて、当該特許代理人が長官若しくは裁判所に本法に基づく手続における使用のするための証書又は(証書でない)書類であって、特許出願をする権利又は特許出願若しくは特許における財産権を譲渡するものをこの者が作成したという理

由のみによっては、有罪としてはならない。

第 107 条 特許代理人として登録される資格

- (1) 何人も、
 - (a) アイルランド又は所定の外国に居住する者、
 - (b) アイルランド又は所定の外国において事業所を所有する者、
 - (c) 所定の教育的、専門的能力を有する者、及び
 - (d) 所定の条件に従う者は、登録簿に登録される資格を有するものとし、また、パートナーシップは、各パートナーが本条の規定に従って登録された場合は、登録の資格を有するものとし、当該資格のある者又はパートナーシップは、所定の様式及び方法による申請及び所定の手数料の納付により、登録されるものとする。
- (2) 本法施行の直前に 1964 年法に基づいて登録簿に名称を登録されていた者及びパートナーシップは、登録簿に登録されているものとみなす。

第 108 条 特許代理人登録簿からの削除又は特許代理人登録の停止

- (1) 登録簿からの削除を長官へ申請した既登録人は、長官が削除することができる。
- (2) 長官の意見により、既登録人が登録の資格を失い、又は特許代理人の資格がある当該人に不名誉な行為があるとして有罪となった場合は、長官は、この者の名称を登録簿から消去すべき旨又は指定期間中、登録簿におけるこの者の名称の登録が効力を有さない旨を決定することができる。ただし、如何なる決定もこの者に聴聞を受ける機会を与えることなく行つてはならない。
- (3) (2)に基づいて決定する場合は、長官は直ちに、決定に関係する者に、登録簿に記されたその者の住所に宛て当該決定、決定日及びその理由を述べた通知書を郵送する。
- (4) 所定の方法により長官に通知することにより、本条に基づく決定に関係する者は、決定日に始まる 21 日以内に当該決定の取消を裁判所に申請することができる。また、その者が当該申請をしたときは、
 - (a) 裁判所は、申請を審理するに当たり、次の何れかを行うことができる。
 - (i) 当該決定を取り消すこと、又は
 - (ii) 長官が当該人に関して本条に基づいて決定することが適切であったことを宣言すること、かつ、(裁判所が適切とみなす場合)その者の名称の登録簿からの消去を長官に指示するか又は(裁判所の決定後 7 日を超える日に始まる)指定期間中、登録簿における当該人の名称の登録が効力を有さない旨を指示するかの何れかをする
 - (b) 長官が何時でも、当該人が当該申請手続において不当に遅延したことを裁判所に納得させた場合は、裁判所は、別段の十分な理由を認めない限り、長官が当該人に関して本条に基づいて決定することが適切であったことを宣言し、かつ、(裁判所が適切とみなす場合)その者の名称の登録簿からの消去を長官に指示するか又は(裁判所の決定後 7 日を超える日に始まる)指定期間中、登録簿における当該人の名称の登録が効力を有さない旨を指示するかの何れかを行う。
- (5) 長官は費用を受領しないものとし又は本条に基づく申請の費用を支払うことを命令されないものとする。

(6) 本条に基づく長官の決定に関係する者が、その決定日に始まる 21 日の期間内に当該決定の取消を裁判所に申請しない場合は、長官は、一方的に裁判所に当該決定の確認を申請することができる。また、長官がその旨を申請する場合は、当該申請を審理するに当たり裁判所は、別段の十分な理由を認めない限り、これに従って宣言するものとし、かつ、(裁判所が適切とみなす場合)その者の名称の登録簿からの消去を長官に指示するか又は(裁判所の決定後 7 日を越える日に始まる)指定期間中、登録簿にある当該人の名称の登録が効力を有さない旨を指示するかの何れかを行う。

(7) 裁判所又は最高法院の許可により、長官若しくは関係する者による当該決定に対する上訴が法律の特定された疑義に関して最高法院への提起が成立する場合を除き、本条に基づく申請に関する裁判所の決定は最終とする。

(8) (a) 登録簿からある者の名称を消去する場合は、長官は直ちに、当該人に登録簿に記されたその者の住所に宛て当該消去について郵便料前払の通知書を郵送する。

(b) 指定期間中は登録簿におけるある者の名称の登録が効力を有さない旨の指示が本条に基づいて与えられた場合は、長官は、当該期間の開始前に、当該人に登録簿に記されたその者の住所に宛て当該命令について郵便料前払の通知書を郵送する。

(9) 登録簿から消去された者の名称は、他の手段でなく長官の指示により何時でも登録を回復することができる。また、ある者の名称が登録簿に回復された場合は、長官は、その回復に適切と認める条件(当該人が初めて登録したときに、登録に納付を要した筈の手数料を超えない手数料の納付を含む)を付すことができる。

(10) 登録簿におけるある者の登録が指定期間の間、本条に基づいて効力を停止する場合は、長官は適切と認めるときは、当該人が行う申請に基づいて、指示により当該停止を終了させることができる。

第 109 条 特許代理人に関する規則

(1) 所轄大臣は登録を管理する規則を制定し、当該規則により第 107 条若しくは第 108 条にいう事項又は事柄を規定することができる。また、登録簿への登録の適格性についての特に教育的及び専門的資格及び条件(国籍若しくは市民権に関する条件を含む)並びに登録簿に登録される者が当該規則に定める特許の取得に関連する役務に対して支払うべき手数料の上限を定めることができる。

(2) 本条に基づく規則により、第 106 条の要件を充足しない者を本法に基づく業務に関して代理人として承認することを拒絶する権限を長官に授けることができる。

(3) 本条に基づく規則により、長官が代理人として承認することを拒絶できた個人である取締役若しくは管理者又は(場合に応じて)パートナーの会社若しくは企業を本法に基づく業務に関して代理人として承認することを拒絶する権限を当該長官に授けることができる。

第 XI 部 雑則

第 110 条 誤記の訂正

(1) (a) 長官は、本条の規定に従って特許明細書、特許願書又は当該出願に従って提出された書類の言語上の誤記、転写の誤記、事務的誤記若しくは錯誤又は登録簿の誤記を訂正することができる。

(b) (a)により長官に付与された権限には、第 86 条(7)により付与された権限を付加する。

(2) 訂正については、本条に従って関係人により所定の方法で行われ、所定の手数料を添えた請求により、又は当該請求なしに、これを行うことができる。

(2A) 長官が特許出願の取下における誤記又は錯誤を訂正する請求を受けたが、長官により当該出願が第 28 条に基づいて公開され、かつ、取下の明細が公告されていた場合は、長官は、当該請求の通知を公報に公告する。

(2B) 長官が(2A)に従って通知を公告した場合は、何人も所定の期間内に長官に当該請求に対する異議申立を行うことができる。

(2C) 異議申立が(2B)に基づいて行われたときは、長官は、当該請求人に通知し、かつ、当該事項について決定する。

(2D) 長官が特許出願の取下における誤記又は錯誤を訂正すべき本条に基づく請求を許可する旨を決定したが、当該請求の通知が(2A)に基づいて公報に公告されていた場合は、長官は、当該出願を回復する命令を下し、かつ、公報に当該回復の通知を公告する。

(3) 長官が(1)にいう訂正を行うべき旨の提案をする場合、又は(2A)にいう特許出願の取下における誤記若しくは錯誤を訂正すべき請求以外で(1)にいう訂正を行うべき旨の請求が行われた場合は、当該事項を決定する前に、長官は当該提案又は請求の通知については、特許所有者又は場合により特許出願人、及び請求人以外で長官にとり関係人と認められる者に対し、これを与えるものとする。

第 110A 条 第 110 条に基づく取下出願を回復する効果

(1) 次の場合、すなわち、

(a) 長官が特許出願の取下における誤記又は錯誤を訂正すべき旨の請求を受け、かつ

(b) 当該特許出願が当該請求に従って回復された場合は、次の規定を適用する。

(i) 出願の取下とその回復との間の期間中に当該出願に基づいて又はそれに関してなされた何らかの事柄は有効として扱われる。

(ii) 長官が第 110 条(2A)にいう請求の通知を公告した場合において、当該出願が取り下げられなかったならば出願の公開により付与された権利の侵害を構成した筈である、(i)にいう期間中になされた何らかの事柄は、それがそれらの権利を侵害する先の行為の継続又は再現であったときは、それらの権利の侵害として扱われるものとする。

(iii) 長官が第 110 条(2A)にいう請求の通知を公告した場合であって、当該出願の取下後で当該通知の公告前に、ある者が、

(I) 当該取下が起こらなかったならば当該出願の公開により付与された権利の侵害を構成した筈である行為をなすことを善意で開始し、又は

(II) 当該行為をなす効果的かつ真摯な準備を善意でなした場合は、その者は(2)により付与された権利を有する。

- (2) 特許出願の回復及び特許付与の回復に拘らず、(1) (iii)にいう者は、関係行為を継続する権利又は場合に依りて当該行為をなす権利を有する。
- (3) (2)は、(1) (iii)にいう行為をなすライセンスを何人かに許諾することには及ばない。
- (4) 業として、(1) (iii)にいう行為がなされ又はそれをなす準備が行われたときは、(2)により付与された権利を有する者は、
- (a) 現に当該事業内にいるその者のパートナーに当該行為をなすよう委任すること、及び
- (b) 業として、当該行為がなされ又はそれをなす準備がなされた事業の当該部分を取得する者に対して、死亡時(又は法人の場合はその解散時)に当該権利を譲渡し又は移転させることができる。
- (5) 何人かが(2)又は(4)により付与された権利を行使して製品を他人向けに処分した場合は、当該他人及び当該他人を通じ権利を主張する者は、それが特許出願人により処分されるのと同じ方法で当該製品を取り扱う権原を有する。

第 111 条 登録簿の虚偽記入、等

何人も本法に基づいて保存する登録簿に虚偽の記入を行い若しくは行わせ、又は偽って登録簿の記入事項の謄本であると主張する書面を作成し若しくは作成させ、又は虚偽の記入若しくは書面と知りながら当該書面を証拠として作成し若しくは提出し又は作成させ若しくは提出させたときは、この者は有罪とし、陪審によらない有罪判決により 1,000 ポンド以下の罰金、又は裁判所の裁量により 6 月以下の拘禁に処され、又は当該罰金及び拘禁を併科されるものとする。

第 112 条 特許権の無権主張

- (1) 何人もこの者が販売する製品が特許を付与されている旨を虚偽に表明する場合は、この者は有罪となり、陪審によらない有罪判決により 1,000 ポンド以下の罰金の処せられるものとする。
- (2) 本条の適用上、「特許」若しくは「特許を付与された」の語又は製品に特許を付与された旨を表示し又は意味する何らかの語を押印し、刻印し若しくは印刷し又は他の方法で利用した製品を販売する者は、当該製品に特許が付与されたことを表示するものとみなす。

第 113 条 庁との公式関係を有する旨の虚偽表示

何人もその事業所又はこの者が発行した書類又はその他に当該事業所が公式に庁と関係があるか若しくは庁であることを示唆する何らかの語を使用したときは、この者は有罪とし、陪審によらない有罪判決により 500 ポンド以下の罰金に処せられるものとする。

第 114 条 規則を制定する大臣の権限

- (1) 所轄大臣は、(裁判所規則に定めるのが適切である事項に関する場合を除き)本法の規定に従うことを条件として、規則を制定することができ、また、長官が便宜と認める次の事柄を行うことができる。
- (a) 特許出願の様式及び内容並びに庁に提出するその他の書類を規定し、かつ、当該書類の提出用の謄本を請求すること
- (b) 長官の取り扱う手続又はその他の事項に関連して従うべき手続を規制すること、及び手

続の不備の更生を許可すること

- (c) 当該手続若しくは事項に関連して又は庁による役務の規定に関連して納付すべき手数料を請求すること、及び所定の状況において手数料の免除を規定すること
- (d) ある者について、第 X 部の趣旨の範囲内で、現に登録簿に登録された特許代理人が代理し、かつ、本法に基づく手続において当該特許代理人を通して行動することが請求される状況を規定すること
- (e) 本法による又は基づく手続に関連してなすことを求められる事柄をなす期限を規定すること、及び本法に定める期間の変更を規定すること
- (f) 期間を計算する方法を規定すること
- (g) 長官が本法により公表することを請求され又は授權される事柄の公表、販売及び内容を規制すること
- (h) 特許出願人及び特許所有者並びに公共機関、団体及び協会(アイルランドの内外を問わない)に対し本法に基づいて行われる公告の謄本を交付することを規制すること
- (i) 特許登録簿及び(d)にいう登録簿を維持し保管することを規制すること
- (j) 本法の規定にいう事項又は事柄を規定すること
- (k) 第 1 附則の 9. により、若しくはその他本法によりなすことを授權され若しくは請求され、又は本法においてその旨が述べられ若しくは本法に基づく規則によりなすことを請求される如何なる事柄をもなすこと
- (1) 一般的に庁の業務及び本法により長官の指揮又は監督下に置かれる事柄を規制すること
- (2) (1)の規定を害することなく、長官は自己にとり適切であると認める本法を有効にする手続を採用することができる。

第 115 条 郵送による通知の送達等

本法により若しくは基づいて送付を請求され又は許可される通知、及び同じく作成又は提出を請求され若しくは許可される申請又はその他の書類は、郵送又はその他所定の手段により送付し、作成し又は提出することができる。

第 116 条 法律に基づき没収される物品

本法の如何なる規定も、アイルランドの権利、又はアイルランドから直接若しくは間接に権原が派生する者の関税法又は消費税に関係する法規に基づいて没収された製品を販売若しくは使用する権利に影響を及ぼさないものとする。

第 117 条 領域保護の範囲

疑義を回避するため、本法については、次の海域、すなわち、アイルランドの領海、アイルランドの内海若しくは内水が 1959 年海事管轄権法第 5 条により拡大された海域の全領域、及び現に 1968 年大陸棚法第 1 条の趣旨の範囲内での指定地域である領域の何れかの海域に、これを適用することを本法により宣言する。

第 118 条 大臣、長官及び幹部職員の公務についての免責特権

所轄大臣、長官及び当該大臣若しくは長官の幹部職員の何れも、

- (a) 本法若しくはアイルランドが当事国である条約又は国際協定に基づいて付与された特許

の有効性を保証してはならない。又は

(b) 本法又は条約若しくは協定の規定に基づいて実施された調査，審査若しくは取調べ又は当該調査，審査若しくは取調べの結果の報告書，伝達又は手続を理由とする又は関連する如何なる責任も負わないものとする。

第 118A 条

(1) 特許出願人又は特許所有者が長官の特定した期限を遵守しないときは，当該出願人又は所有者は所定の要件に従って期間の延長を請求することができる。

(2) (5)及び(6)に従うことを条件として，所定の要件が遵守されている場合は，長官は当該請求を認容する。

(3) (2)に基づいて認容された期限延期は，本条の適用上定められた期間の終了時に満了する。

(4) 期限延期の請求が認容されたときは，長官が特定した期限の不遵守の法的結果についての帰結であるとはみなさない。

(5) (2)に基づいて期限が延期された場合は，期限延期の追加請求については，長官が適切と認める条件に従って，長官がこれを認容することができる。

(6) 本条は，第 VIII 部に従う長官に対する手続には適用しない。

第 XII 部 国際条約に関する規定

第 119 条 欧州特許の効力

(1) 本法の規定に従うことを条件として、アイルランドを指定する欧州特許は、欧州特許公報における特許付与の言及の公告から、本法の適用上、第 II 部に基づいて行われた出願に従って本法に基づいて特許を付与されたものとして扱われ、また、この公告の日に特許の付与の告示が公報に第 34 条に基づいて公告されていたものとして扱われる。また、前記に加え、次の通り適用する。

(a) アイルランドを指定する欧州特許の所有者は、これに従って、アイルランドに関して同様の権利及び救済手段を有するものとし、かつ、本法に基づいて付与された特許の所有者と同様の条件に従うものとする。

(b) 本法における特許への言及は、本法に従って解釈する。及び

(c) 第 12 条(1)(b)に対応する欧州特許条約の規定の適用上作成された陳述書及び提出された証明書は、それぞれ第 12 条(1)(b)の適用上作成された陳述書及び提出された証明書として扱う。

(2) (1)は欧州特許庁が扱う手続において特許の訂正、限定又は取消に関して欧州特許条約の規定のアイルランドを指定する欧州特許に関する運用に影響を与えないものとする。

(3) アイルランドを指定する欧州特許の侵害訴訟が裁判所に提起された後、ただし、最終的に処理はされていない場合で、当該特許が一部に限り有効であることが欧州特許庁での手続において立証された場合は、第 50 条は、当該特許がアイルランドを指定する限り欧州特許の有効性に関する裁判所の管轄権を害することなく、本法に基づいて付与された特許の有効性が争点とされ、そのように付与された特許が一部に限り有効であることが認められた訴訟に適用するのと同様の方法により当該特許に適用する。

(4) アイルランドを指定する欧州特許が欧州特許条約に従って訂正され、限定され又は取り消された場合は、当該訂正は本法の適用上の訂正が行われたものとして扱われ、又は該当する場合の当該特許は、これらの目的で、本法に基づいて取り消されたものとして扱われる。

(5) 次の場合、すなわち、

(a) 欧州特許条約に基づいて、アイルランドを指定する欧州特許が、

(i) 期限の遵守を怠ったために取り消され、その後に回復された場合、又は

(ii) 審判部により取り消され、その後に拡大審判部により回復された場合、及び

(b) 当該取消と特許が回復された事実の公告との間に、ある者が、第 77 条とは別に、善意で当該特許の侵害を構成する行為をなし始め、又は当該行為を行うための効果的かつ真摯な準備を善意でなした場合は、

当該人は、第 37 条(8)(c)及び(10)により付与された権利を有し、同条(9)及び(11)はそれに応じて適用する。

第 120 条 欧州特許出願提出の効果

(1) (a) アイルランドを指定し、欧州特許条約に基づく出願日を有する欧州特許出願は、(2)に定めた本法の規定の適用上、本法に基づく出願日として前記の日を有する本法に基づく特許出願として扱うものとする。

(b) 本法は、(3)に定めた修正に従うことを条件として、本項(a)に定める出願に適用する。

(2) (1)にいう本法の規定は、第 11 条(3)、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条、第 55 条、第 56 条、第 62 条、第 76 条、第 77 条、第 78 条、第 79 条、第 80 条、第 83 条、第 84 条及び第 85 条、更に長官へ請求を行い及び長官による認定を行うことを規定する限りは、そのみに限り第 17 条(3)、及び第 11 条(3)の出願に限定する限り第 22 条をいう。

(3) (1)にいう修正とは、次の通りである。

(a) 欧州特許条約に基づく出願に関連して行われた優先権の宣言は、本法の適用上第 26 条(1)に基づく優先権の宣言として扱うものとする。

(b) 優先権の期間が前述の条約に基づいて延長された場合は、第 25 条(1)における言及は、当該出願に関しこのように延長された期間と等しい期間への言及であるものとみなす。

(c) 特許出願の出願日が当該条約に基づいて後の日に変更された場合は、当該後の日は特許出願の出願日として扱うものとする。

(d) 前述の条約に従って出願が公開された場合は、当該出願は、(6)に従うことを条件として、第 28 条に基づいて公開されたものとして扱う。

(e) 前述の条約に基づく発明者の明示又は条約に基づいて欧州特許を受ける権利の源泉を示す陳述書は、第 17 条(3)の適用上第 17 条(2)に基づいて提出された陳述書として扱うものとする。

(f) 欧州特許の登録簿への出願の登録は、登録簿への登録として扱うものとする。

(g) 第 35 条の規定は当該出願に適用しない。

(4) (1)、(2)及び(3)は、(4A)に規定されるものを除き、次のときはアイルランドを指定する欧州特許出願への適用を中止する。

(a) 出願が拒絶され又は取り下げられ若しくは取下とみなされたとき、又は

(b) 出願におけるアイルランドの指定が取り下げられ又は取下とみなされたとき。ただし、出願人の権利が欧州特許条約に基づいて再び確立されたときは、それらの権利の再確立時点から再度適用する。

(4A) (a) (4) (a) 又は(b)にいう事態の発生は、第 11 条(3)の規定により他の発明に関する技術水準の一部となったアイルランドを指定する欧州特許出願に含まれる事項について同条の継続的運用に影響を与えないものとする。

(b) (4) (b)にいう事態の発生は、当該事態が出願公開前に発生した場合は、アイルランドを指定する欧州特許出願に含まれる事項が第 11 条(3)の規定により他の発明に関する技術水準の一部となることを妨げないものとする。

(c) (b)は、同号の運用開始後に出願された欧州特許及び欧州特許出願のみに適用する。

(5) 欧州特許出願に関する(1)、(2)及び(3)についての(4)による権利の消滅と出願人の権利の再確立との間に、ある者が、第 77 条とは別に、(1)、(2)及び(3)を適用したならば当該出願の公開により付与される権利の侵害を構成する筈の行為を善意で開始し、又は当該行為を行うための効果的かつ真摯な準備を善意で行った場合は、(5A)から(5D)までを適用する。

(5A) (1)から(3)までの再適用及び特許の付与に拘らず、(5)にいう者は、関係行為をなすことを継続する権利又は場合に応じて当該行為をなす権利を有する。

(5B) (5A)は、(5)にいう行為をなすライセンスを何人かに許諾することには及ばない。

(5C) 業として、(5)にいう行為がなされたか又はそれをなすために準備が行われたときは、(5A)により付与される権利を有する者は、

- (a) 現に当該事業内にいるその者のパートナーに当該行為をなすよう委任すること、及び
- (b) 業として当該行為がなされ又はそれをなす準備が行われた事業の当該部分を取得した何人かに死亡時(又は法人の場合はその解散時)に当該権利を譲渡し又は移転させることができる。
- (5D) 何人かが(5A)又は(5C)により付与された権利を行使して製品を他人向けに処分した場合は、当該他人及び当該他人を通じて権利を主張する者は、それが特許出願人により処分されたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権原を有する。
- (6) 出願のクレームの英語翻訳文が庁へ提出され、これが公表され、所定の手数料が納付されたときは、フランス語又はドイツ語による欧州特許条約に基づいて欧州特許庁が公開したアイルランドを指定する欧州特許出願は、第 56 条の適用上第 28 条に基づいて公開されたものとして扱う。ただし、出願人は、当該翻訳文の公表前にされる第 56 条にいう当該行為について同条による訴訟を提起することができるが、それは、当該行為がされる前に、当該行為を履行していたと主張される者に前記クレームの英語による翻訳文を郵送し又は届けたときに限るものとする。
- (7) (a) 欧州特許出願は庁に提出することができる。庁は欧州特許条約施行規則において指定された期間内に出願を欧州特許庁に転送する。
- (b) この規定は欧州特許条約に基づく欧州の分割出願である出願に関しては適用しない。

第 121 条 欧州特許及び特許出願の真正な本文

- (1) (2)に従うことを条件として、欧州特許又は当該特許出願の手続言語による本文、すなわち、特許又は出願に関する手続が欧州特許庁において行われる場合の言語は、長官又は裁判所が扱う本法に基づく如何なる手続の適用上も、真正な本文である。
- (2) (1)にいう手続言語がフランス語又はドイツ語である場合において、翻訳した特許又は出願のクレームがフランス語又はドイツ語で与えられる保護より狭い範囲の保護が与えられるときは、関係する欧州特許のクレーム又は第 120 条に基づく出願のクレームの英語翻訳文は、特許の取消の手続以外の本法に基づく如何なる手続の適用上も、真正な本文として扱われるものとする。
- (3) (2)にいう当該翻訳文が(1)にいう手続言語により与えられる保護より狭い範囲の保護を与えられる欧州特許又は出願となるときは、特許所有者又は特許出願人は、訂正翻訳文を庁へ提出することができる。また、この者が所定の手数料を所定の期間内に納付したときは、庁はそれを公表する。ただし、当該行為がされる前に、訂正翻訳文が庁により公表され又は特許所有者若しくは出願人が当該行為を履行したと主張される者に訂正翻訳文を郵送若しくは届けていない限り、特許所有者又は出願人は、正しく翻訳されてはいるが当初は翻訳されていなかった特許又は出願を侵害した行為には訴訟を提起する権原を有しないものとする。
- (4) 訂正翻訳文が(3)に基づいて公表される場合及び公表される前は、何人かが当初に翻訳された特許又は出願の侵害は構成しないが、(第 77 条とは別に)訂正翻訳文に基づく特許の侵害を構成すると認められる行為を善意で開始した場合、又は当該行為を履行するための効果的かつ真摯な準備を善意で行った場合は、(5)から(8)までを適用する。
- (5) 訂正翻訳文の公表及び特許の付与に拘らず、(4)にいう者は、関係行為をなすことを継続する権利又は場合に依じて当該行為をなす権利を有する。
- (6) (5)は、(4)にいう行為をなすライセンスを何人かに許諾することには及ばない。

(7) 業として、(4)にいう行為がなされたか又はそれをなすために準備が行われたときは、(5)により付与された権利を有する者は、

(a) 現に当該事業内にいるその者のパートナーに当該行為をなすよう委任すること、及び

(b) 業として当該行為がなされ又はそれをなす準備が行われた事業の当該部分を取得した何人かに死亡時(又は法人の場合はその解散時)に当該権利を譲渡し又は移転させることができる。

(8) 何人かが(5)又は(7)により付与された権利を行使して製品を他人向けに処分した場合は、当該他人及び当該他人を通じて権利を主張する者は、それが特許の登録所有者又は場合に応じて出願人により処分されたのと同じ方法で当該製品を取り扱う権原を有する。

第 122 条 欧州特許出願の変更

(1) アイルランドを指定する出願が、欧州特許庁に適時に転送されなかったために、欧州特許条約の規定に基づいて取下とみなされた場合は、長官は、(2)にいう条件の遵守により当該出願を第 II 部に基づく特許出願として扱うよう指示することができる。

(2) (1)にいう条件とは、次のことである。

(a) 出願人は、所定の期間内に、出願手数料を納付するものとし、また、当該出願がフランス語又はドイツ語によるときは、出願の英語翻訳文及び欧州特許条約に従って以前に行われた補正の英語翻訳文を提出すること

(b) (i) 出願人は、所定の期間内(出願が庁へ出願された場合)に本条に基づく指示を与えるよう長官に請求すること、又は

(ii) 出願したアイルランド以外の前記条約の当事国である国の工業所有権を扱う中央所轄庁は、所定の期間内に当該出願を第 II 部に基づく出願に変更すべき旨の請求書を、提出された前記出願の謄本と共に送達すること

(3) 欧州特許出願が本条に基づく指示により(本法の趣旨の範囲内で)特許出願として扱われる場合は、

(a) 欧州特許条約に基づく出願日は、本法の適用上出願日として扱う。ただし、この出願日が欧州特許条約に基づいてこれより後の日に変更される場合は、当該後の出願日はこれらの目的では出願日として扱うものとする。

(b) 出願が前記条約の規定の要件を満たす場合は、当該出願は本法に基づく特許出願の要件を満たすものとして扱う。

(c) 本法の次の規定、すなわち、第 12 条(1)(b)、第 17 条(2)、第 18 条(2)若しくは第 26 条(1)又はこれらの規定の何れかの適用上制定された規則に対応する欧州特許条約の規定に基づいて欧州特許庁に提出された書類は、当該規定又は規則に基づいて庁に提出されたものとして扱う。

第 123 条 欧州特許を受ける権利に関する疑義の裁判所による裁定

(1) 裁判所は、本条の以下の規定に従って本条を適用する疑義について裁定する。

(2) 本条は、何人も欧州特許の付与を受けべき権利又は当該特許の持分を有するか否かに関して欧州特許の付与前に生じる疑義に適用する。また、本条において「使用者及び従業者の疑義」とは、従業者によりされた発明の欧州特許出願から生じる使用者と従業者との間の疑義又はそれらの権原承継人の一方若しくは双方の間の疑義をいう。

(3) (5)に従うことを条件として、裁判所は、次の条件が充足されるときは、そのときに限り、使用者－従業者間の疑義以外で本条が適用される疑義を検討し、裁定する。

(a) 当事者が、アイルランド以外の関連する契約締結国の法律に基づいて疑義を裁定する管轄権を有する裁判所又はその他の所轄当局の管轄権に服することに合意していたことを証明する書面での契約もそれを証明するその他の証拠書類も存在しないこと、及び

(b) (i) 出願人が通常、アイルランド国内に居住し、又は主たる事業所を有していること、又は

(ii) 特許が自己に付与されるべきこと、及び自己が通常アイルランド国内に居住し又は主たる事業所を有していること、並びに出願人が関係する契約締結国の何れにも居住せず又は主たる事業所も有していないことを相手方当事者が主張していること

(4) (5)に従うことを条件として、裁判所は次の条件が充足されるときは、そのときに限り、使用者－従業者間の疑義を検討し、裁定する。

(a) (i) 従業者が全面的に又は主としてアイルランドにおいて雇用されていること、又は

(ii) 従業者が特定の国の又は領域において全面的にも又は主としても雇用されていないこと、又は

(iii) 従業者が主として雇用される場所を確定することができないが、使用者は(従業者が他国にも帰属するか否かに拘らず)従業者の帰属する事業所をアイルランド国内に有していること、及び

(b) 当事者がアイルランド以外の関係する契約締結国の法律に基づいて疑義を裁定する管轄権を有する裁判所又はその他の所轄当局の管轄権に服することに合意した証拠書類が存在しないこと、又は当該合意の当該証拠が存在する場合は、雇用契約に関する適切な法律が当該合意の有効性を認めないこと

(5) 当事者が裁判所の管轄権に服することに合意した旨の証拠書類が存在するとき、及び使用者－従業者間の疑義の場合で、雇用契約に関する適切な法律が当該合意の有効性を認めるときは、裁判所は本条が適用される疑義を検討し、裁定することができる。

(6) 本条が適用される疑義を裁定する訴訟が裁判所又はアイルランド以外の関連する契約締結国の法律に基づいて当該疑義を裁定する管轄権を有する他の所轄当局に提起された後、裁判所において訴訟が開始されたときは、裁判所は次の条件が充足されるまで、裁判所における訴訟を停止する。

(a) 所轄当局が、次の何れかを行うこと、すなわち、

(i) 管轄権を辞退すること、又は

(ii) 第 124 条に基づいて裁判所が承認を拒絶する決定を行うこと、及び

(b) 当該所轄当局の決定に対して上訴する場合は、上訴が取り上げられて裁定され、若しくは取り下げられていること、又は当該上訴が取り上げられない場合は上訴期間が満了していること

(7) 疑義の裁定への本条における言及は、次のものへの言及を含む。

(a) 当該疑義に関して宣言を行うこと、及び

(b) 当該疑義に関して裁判所が適切とみなす命令を行うこと

(8) 本条及び第 124 条における「関係する契約締結国」とは、欧州特許条約の当事国であり、承認の議定書として引用され、かつ、知られる、前記条約に対する議定書の適用を排除するため、前記条約に基づく権利を行使していない国をいう。

(9) 本条及び第124条は、関連する欧州特許出願がアイルランドを指定するか否かに拘らず、欧州特許の付与前に生じた疑義に適用する。

第124条 他国の所轄当局による特許の裁定の効果

(1) (2)に従うことを条件として、裁判所又はアイルランド以外の関係する契約締結国の法律に基づいて当該疑義を裁定する管轄権を有するその他の所轄当局による第123条が適用される疑義の裁定は、当該裁定が上訴されないとき又は上訴の期間が上訴されることなく満了したときは、裁判所が裁定したものとしてアイルランドにおいて承認される。

(2) 裁判所は、次の何れかのときは、欧州特許出願人が特許又は特許の持分を付与される権利を有さない旨の(1)にいう如何なる裁定も承認することを拒絶することができる。

(a) 出願人が、その旨を全くか若しくは適切な方法により知らされなかったか又は当該訴訟を争う旨の時宜に適した知らせを受けなかったため、当該裁定が関係する訴訟を争わなかったとき、又は

(b) 当該裁定が、以前に本法に基づいて及び同一の疑義に関する訴訟の当事者と同じ当事者間で提起された訴訟における疑義を裁定する管轄権を他の関係する契約締結国の法律に基づいて有する裁判所若しくはその他の所轄当局の裁定と抵触するとき

第125条 特許代理人及びその他の代表者

(1) 収益のために行動する者は、単独か又は他人とのパートナーシップの何れでも、自己の名称及びそのパートナー各々の名称が欧州一覧に記載されている旨の条件を充足しない限り、欧州特許を出願し若しくは取得するために、又は欧州特許庁に当該特許に関連する手続を行うために、他人の代理人又はその他の代表者であるとして、又はそれらの業務を行うとして行為し、自己を表示し、又は自己を主張してはならないものとする。

(2) (1)は、第93条若しくは第106条により法廷弁護士若しくは事務弁護士が出廷し又は参加する権原を有する手続に対応する欧州特許庁における手続に、法廷弁護士若しくは事務弁護士が出廷し又は参加することを禁止するものと解釈してはならない。

(3) 収益のために行動する会社は、欧州特許条約に基づいてそのように行為することを許可されない限り、(1)にいう目的で他人の代理人若しくはその他の代表者として行為し、自己を表示し、若しくは自己を主張してはならず、又は自己が表示され若しくは主張されることを許してはならない。

(4) (1)又は(3)に違反する何人も有罪とし、陪審によらない有罪判決により初犯の場合は500ポンド以下、また累犯の場合は1,000ポンドの罰金に処せられるものとする。

(5) (1)にいう行為をなすが同項にいう条件を充足する者は、この者が資格なく同項にいう業務以外の業務を履行する特許代理人として自己を表示せず、自己を主張せず又は自己が主張されることを許さない限り、第106条に違反した者として扱ってはならない。

(6) 長官は、(1)にいう条件を充足せず、かつ、(2)の例外の範囲内に該当しない如何なる者も、欧州特許出願の目的では代理人又はその他の代表者として承認することを拒絶することができる。

第126条 欧州特許弁護士

(1) 疑義を避けるため、その者の名称が欧州一覧に記載された何人も、欧州特許弁護士とし

て自己を表示したという理由のみにより 1954 年事務弁護士法第 56 条に基づく有罪とされないことを本法により宣言する。

(2) 欧州一覧にその者の名称が記載されている者は、欧州特許若しくは当該特許出願に関して本法に基づいて長官における手続に使用するために(証書以外の)書類を作成したという理由のみでは、1954 年から 1960 年までの事務弁護士法に基づいて有罪とされないものとする。

第 127 条 国際特許出願

(1) アイルランドを指定する国際特許出願は、アイルランドを指定する欧州特許出願とみなす。

(2) 庁は、欧州特許条約第 151 条を害することなく、国際出願を行う者に対して PCT 条約第 2 条(xv)の趣旨の範囲内で受理官庁として行為することができる。ただし、当該出願が英語によることを条件とする。

(3) 受理官庁としての庁に提出された出願には所定の送付手数料を添えなければならない。

(4) 所轄大臣は、当該出願を行う出願人の受理官庁として行動する庁に結果として生じる国際出願に関する規定については、規則によりこれを制定することができる。

(5) PCT 条約に基づいて公開された(1)にいう如何なる出願も、当該出願の謄本が英語、フランス語又はドイツ語により欧州特許庁に送達され、かつ、欧州特許条約に基づいて関連する手数料が納付されたときは、そのときに限り、第 11 条(3)の適用上公開されたものとして扱う。

(6) PCT 条約に基づいて英語、フランス語又はドイツ語以外の言語により公開された(1)にいう出願は、欧州特許条約に基づいて欧州特許庁により英語、フランス語又はドイツ語で再公開されたときは、そのときに限り、第 56 条の適用上公開されたものとして扱う。

第 128 条 特許に関する国際協定に効力を付与する命令

(1) 所轄大臣は、欧州特許条約若しくは PCT 条約の修正に、又はこの修正の特定の条項に、若しくはアイルランドが当事国であるか又は当事国となることを建議中の特許に関する何れかの条約、協約若しくは協定(又はそれらの議定書)に対して、効力を付与することが必要若しくは便宜と自己が認める規定を命令により制定することができる。

(2) 所轄大臣は、命令により、本条に基づく命令を取り消し又は修正することができる。

第 129 条 条約及び条約に基づく証書の証拠

(1) 裁判所による通知及び長官による通知は、次に基づいて行われる。すなわち、

(a) 第 128 条に基づく命令が適用される欧州特許条約、PCT 条約及びその他の条約若しくは議定書、又は他の協定

(b) 欧州特許条約及び PCT 条約に基づいて出版され又は発行された公報、定期刊行物若しくは官報、並びに欧州特許条約に基づいて保管される欧州特許登録簿、及び

(c) 欧州特許条約により生じる疑義に関する所轄当局の当該条約に従う意見の決定又は表明

(2) 欧州特許条約若しくは PCT 条約の機関により作成された証書について又はその機関により行われた行為について、その内容若しくは規定又はその内容若しくは規定の部分を陳述する意図で(1)(b)にいう如何なる書類も、当該内容、規定又は部分の一応の証拠として本法に基づいて認容されるものとする。

(3) 欧州特許条約の所轄当局による判断又は命令を含み、(2)にいう機関が欧州特許条約若しくは PCT 条約に基づいて作成された証書について又は当該機関が保管する記録若しくはその他の書類について、又は当該記録若しくはその他の書類の一部、それへの記入事項又はそれからの抜粋についての一応の証拠は、当該機関の職員による真正な謄本として認証された謄本を作成し裁判手続に供することができる。また、当該謄本とされる書類は、当該証明書の署名者の正式な地位若しくは筆跡又はこの者のこれをなす権限についての証明なしに証拠として受領されるものとする。

(4) (3)にいう証書又は命令についての証拠については、本法に基づくか否かに拘らず、如何なる手続においても、次による場合は、これを用いることができる。

(a) 証書を発行し又は作成した機関の代理として公式に印刷したと称する謄本の作成による場合

(b) 証書が政府部門に保管されている場合は、適法にその旨を授権された当該部門の職員により真正な謄本として認証された謄本の作成による場合

また、(b)にいう謄本とされている書類は、当該証明書の署名者の正式な地位若しくは筆跡又はこの者のこれをなす権限又は当該部門が保管する書類についての証明なしに証拠として受領されるものとする。

第 130 条 欧州特許条約に基づく訴訟の証拠の取得

(1) 1856 年外国裁判証拠法(本条において以下「1856 年法」という)は、外国において裁判管轄権を有する裁判所又は法廷に関して適用される通り、欧州特許条約に基づいて構成された所轄当局に適用する。従って同法第 1 条の外国における裁判管轄権を有する裁判所又は法廷への言及は、その様に構成された所轄当局への言及を含むと解釈する。

(2) 1856 年法を適用する場合は、裁判所は、長官の面前での証人の宣誓に基づく尋問を命令することができる。

(3) 1856 年法に従って長官の面前で宣誓して尋問され、故意に虚偽の証拠を提出した何人も本条により拡大して適用され、偽証罪に処せられるものとする。

第 131 条 欧州特許庁等に対する情報の伝達等

本法の通過の前後に通過したか否かに拘らず、如何なる法規も、欧州特許条約に従って次の情報を欧州特許庁又は当該条約の当事国である国において当該情報を受領する所轄当局へ伝達することを違法と解釈されないものとする。すなわち、

(a) 裁判所規則に従って裁判所がそのように伝達することを許可する、裁判所のファイルによる情報

(b) 本法に基づいてその旨を制定された規則に従って長官がそのように伝達することを許可する、庁のファイルによる情報

第 132 条 財務規定

(1) 欧州特許条約又は PCT 条約に基づいてアイルランドの財政上の義務を果たすことを求められ、財務大臣が裁可する如何なる金額もアイルランド議会が提供する金銭から支払われるものとする。

(2) (1)にいう 2 条約に従って受領された如何なる金額も財務大臣の同意を得て所轄大臣が

定めた基金に払い込まれ，同様に定めた方法により計上されるものとする。

第1附則 経過規定

1. 本附則の規定に従うことを条件として、本法により廃止された法規に基づいて制定され、許可され、発令され、付与され又は履行された如何なる命令、規則、規定、特許、要件、証明書、通知、裁定、指示、許可、同意、申請、請求又は事柄も、本法施行の直前に効力を有し、かつ、本法に基づいて制定、許可、発令、付与され又は履行された筈である限り、継続して有効とし、これに対応する本法の規定に基づいて制定、許可、発令、付与又は履行されたものとして効力を有する。1964年法に基づいて付与された追加の特許は、主発明に関する特許が効力を存続する限りにおいてのみ、効力を存続する。
2. (1) 1964年法に基づいて付与され、本法施行時に効力を有する特許の存続期間は、追加期間の各年に関して所定の期間内に所定の更新手数料を納付することを条件に20年に延長される。
(2) 本項は、1964年法第27条に基づく請願の提出に従って、本法施行前に延長された期間を有する特許には適用しない。
(3) 1964年法に基づいて付与された特許の存続期間を延長する如何なる請願も、本法施行後に1964年法第27条に基づいて提出してはならない。
3. (1) 本法施行前に特許が満了し、かつ、1964年法に基づくその期間の延長の請願が本法施行の直前に係属中であった場合は、次の規定を適用する。
(a) 当該延長に対する異議申立の通知が1964年法に基づく規則若しくは(場合に応じて)裁判所規則によりその旨の所定の期間内に与えられなかったとき、又は与えられたが当該通知が取り下げられているときは、特許所有者は当該請願を取り下げることができ、また、当該特許の存続期間はこれによりその満了の日から4年間延長されるものとする。
(b) 前記通知が所定の期間内に与えられ、かつ、取り下げられていないとき又は当該請願が取り下げられなかったときは、1964年法の規定は当該請願に関して継続して適用する。
(2) 本法施行の直前に、1964年法第27条に基づいて提出された請願についての裁定に対する上訴が係属中であった場合は、1964年法の規定は、当該上訴が裁定されるまで当該上訴に関して継続して適用する。
4. (2006年法により廃止)
5. 本法施行時に係属中であった失効した特許を回復する申請は、1964年法の規定に基づいて裁定される。
6. 本法施行前に、1964年法に基づいて完全明細書が提出されたが、受理されなかった場合は、本法第II部の規定は、本附則の7.に定めた修正に従うことを条件として、同部に基づく出願に適用する通り、当該明細書が関係する出願及び当該出願により付与された特許に適用する。
7. 本附則の6.にいう修正は、次の通りである。
(a) 出願日は完全明細書が提出された日とし、説明、クレーム及び図面に対する第II部における言及は、この完全明細書を参照して解釈される。
(b) 第18条(2)(c)、第19条(2)及び第35条は、出願に関し効力を有さない。また、第29条(1)及び第30条(1)は、(k)に定める場合を除き、効力を有さないものとする。
(c) 提出された如何なる仮明細書も、有効な優先権主張が第26条に基づいて行われたときは、仮明細書で開示された事項が当該発明に関して正当な基礎を形成する範囲内に限り、完全明細書の主題と同様な出願の優先権を生じる。

(d) 出願が 1964 年法の趣旨の範囲内で条約出願として行われた場合において、ただし、当該趣旨の範囲内で条約出願の要件が充足されるときは、当該出願は、有効な優先権主張が第 26 条に基づいて行われたのと同様の優先権を享受する。

(e) 完全明細書が本法施行前に 1964 年法第 69 条に基づいて公衆の閲覧に供された場合は、当該公衆への閲覧は第 28 条に基づく公開とみなす。また、このように公開された日は当該公開の日とみなす。(出願に関して提出された仮明細書を含め)出願に添付した他の書類は、本法施行後速やかに公衆の閲覧に供されるものとする。

(f) 本法施行前に提出したか又は提出したものとみなす出願に関して行われた発明者に関する宣言は、第 17 条(2)の要件を充足したものとみなす。

(g) 本法に基づいて行為をなし又は書類を提出する期限は、1964 年法に基づくこれに対応する期限の到来前には、到来しないものとする。

(h) 1964 年法第 11 条(5)に基づく出願は、第 24 条の趣旨の範囲内での分割出願として扱う。

(i) 1964 年法第 28 条に基づく追加の特許出願は、独立した特許出願であるものとみなす。

(j) 本法に含まれた如何なる事柄にも拘らず、出願は、1964 年法に基づいて出願の権原を付与された者の名称で行うことができる。

(k) 1965 年特許規則において定める期間内に 1964 年法第 8 条(6)(a)又は(b)に基づいて定められた証拠を提出した出願人は、本法第 30 条(1)の要件を充足したものとみなす。当該証拠が本法施行後に提出された場合は、第 30 条(3)の適用上、所定の手数料を添えなければならない。また、如何なる出願の場合も、前記規則により定める期間内に証拠が提出されなかったときは、出願人が第 29 条(1)又は該当する場合は第 30 条(1)の規定に従わない限り、当該出願は取り下げられたものとみなす。

(l) 第 29 条(4)、第 30 条(4)又は該当する場合は第 30 条(5)の規定に基づいて提出できた補正に対応した出願の補正であって、本法施行前に提出したものは、これらの規定に基づいて提出したものとみなす。ただし、代理人が出願人の代理として行動する場合は、適法に委任された特許代理人がこれらを提出することを条件とする。

(m) 出願人が従うことを求められる 1964 年法(又はこの法に基づいて制定された規則)に基づく要件が出願人に通知されていた出願の場合において、出願人が本法施行前にこれらの要件に従わなかったか又は当該要件に従った旨を長官に納得させていないときは、1964 年法の規定(及びこれに基づいて制定された関連する規則)については、争点の事項が最終的に裁定されるまで、これを継続して適用する。

8. (1) 1964 年法第 18 条に基づいて出願の完全明細書の受理が公告され、かつ、同法第 19 条(1)に定める期間が本法施行時に満了していなかった出願の場合は当該期間の満了前、又は当該期間中に異議申立が通知された場合は 1964 年法の規定に基づき関係する手続が終了して特許を付与する旨の裁定が下される前は、当該出願に関して本法に基づく特許は付与されないものとする。

(2) 特許付与に対する異議申立が 1964 年法第 19 条に基づいて通知され、本法施行前に当該事案が裁定されていなかった場合は、1964 年法に基づき関係する手続が終了して特許を付与する旨の裁定が下される前は、本法に基づく特許は付与されないものとする。

9. 第 114 条に基づいて規則を制定する権限には、1964 年法第 96 条にいう目的のために規則を制定する権限を含めるものとする。

10. 本法施行前に出願され、ただし、当該施行前にそれに関して完全明細書が提出されてい

ない特許出願(原出願)は、当該施行の直前に放棄されたものとみなす。ただし、第 25 条(1)又は(4)の如何なる事柄にも拘らず、原出願は、原出願の出願日が本法に基づく後の特許出願の出願日の直前の日に終了する 15 月の期間内に該当するときは、当該後願に関して第 26 条に基づく優先権主張を立証するために資することができる。また、当該後願に関して次の規定を適用する。すなわち、

(a) 原出願の出願日に始まる 18 月期間の満了後速やかに行うべき出願の公開には原出願に添えた仮出願を含めるものとする。

(b) 本法の適用上、期間が出願の優先日から 12 月と定められた場合は、当該期間は、当該後願に関する目的のために原出願の出願日に始まる 15 月の期間とする。

11. 如何なる書類においても本法により廃止された法規への言及が存在する場合は、その言及は当該法規と対応する本法の規定への言及として解釈する。

12. 本附則の 1.、2. 又は 3. が適用される 1964 年法に基づいて付与された特許は、同法の規定によってのみ取り消される。

13. 本法施行時に係属中であった 1964 年法第 42 条に基づくライセンスに関する如何なる申請も 1964 年法の規定に基づいて裁定されるものとする。

第2附則 第45条(3)にいう指示

総則

第45条は、特許により付与された保護の範囲が、クレームや、クレームに見出される不明確さを解決するためにのみ採用される説明及び図面において使用された用語の厳密な文字上の意味により定義されるように理解されるべきであるという意味に解釈してはならない。第45条は、クレームが指針としてのみに資するという意味、また、付与された現実の保護が、当該技術の熟練者による説明及び図面の検討から、特許所有者が予期するところまで拡大できるという意味の何れにも解釈してはならない。これに反して、第45条は、特許所有者のための公正な保護と第三者のための期待性の合理的な程度とを結ぶこれら両極端の間の位置を定義するものと解釈すべきである。

同議規定

特許により付与された保護の範囲を決定する目的で、クレームに特定された要素と同等な如何なる要素にも当然の考慮を払わなければならない。